

会

議

午前10時 0分開会

○議長（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和3年6月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開会の前に先立ちまして、一言申し上げます。

発言のときは、過日の議会運営委員会で委員長が申し上げたとおり、当局は「議長、番外」、議員は「議長、何番」と挙手してください。そうしないと発言を認めませんので、御承知ください。これはやはり議会の秩序を守るべき最低限のルールだと思いますので、徹底をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（橋本智洋君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでございますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本智洋君） 次は、日程により会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番 滝内久生君と8番 小泉孝敬君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（橋本智洋君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

5月25日、第98回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第50回本協議会定期総会が東京で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、役員会及び定期総会は書面による開催となり、過日、令和2年度決算、令和3年度予算等書面表決を行いました。

5月26日、東京で開催される予定であった第97回全国市議会議長会定期総会も書面による開催となり、過日、令和2年度決算、令和3年度予算等書面表決を行い、その後全ての議案について、過半数の賛成をもって可決された旨の報告を受けました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、小泉孝敬議員が10年以上の一般表彰を受けられましたので、後ほど表彰の伝達をいたします。

5月31日、令和3年度静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会も書面による開催となり、過日、令和2年度決算、令和3年度予算等書面表決を行いました。政策研修会は、私が静岡市へ出張し、副議長はオンラインにて参加いたしました。政策研修会では、浜松市感染症対策調整監で浜松医療センター感染症管理特別顧問の矢野邦夫氏による「新型コロナウイルス感染症対策について」と題し講演がありました。

それではここで、第97回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました小泉孝敬議員に表彰の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、御了承願います。

表彰を受けられました小泉孝敬議員は、中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

○議長（橋本智洋君） おめでとうございます。

ここで、表彰を受けられました小泉孝敬議員より御挨拶がございます。

〔8番 小泉孝敬君登壇〕

○8番（小泉孝敬君） 皆様、おはようございます。大変高いところから失礼いたします。

このような栄誉ある賞をいただき、誠にありがとうございます。

また、この議会、大変貴重な時間を私のために御配慮いただきまして、議長含め、皆様には厚く御礼申し上げます。

この10年、庁舎の問題、様々な問題に対処してきました。また、一昨年の水害、また昨年、

その他のコロナ対策、各業界、大変忙しい中、このような賞をいただき、大変光栄に思っております。これも皆様の厚い御協力、また御配慮のたまものと大変感謝しております。誠にありがとうございます。

今後は、私、この議会人として全てにおいて、どんなことにも、小さなことにも耳を傾け、この下田市政、元気でそして大変観光地として親切で、また優しい、そういったまちにするよう、議会人として精いっぱいこれから努力、行動していきたいと思っております。

皆様、今後ともどうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（橋本智洋君） 小泉議員、改めておめでとうございました。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総総第40号。令和3年6月9日。

下田市議会議長、橋本智洋様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和3年6月下田市議会定例会議案の送付について。

令和3年6月9日招集の令和3年6月下田市議会定例会に提出する議案を、別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第5号 令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議第35号 監査委員の選任について、議第36号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第37号 教育長の任命について、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第39号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第3号）。

下総総第41号。令和3年6月9日。

下田市議会議長、橋本智洋様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和3年6月下田市議会定例会説明員について。

令和3年6月9日招集の令和3年6月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木美鈴、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、

教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 日吉由起美、税務課長 佐藤政年、監査委員事務局長 白井達哉、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 斎藤伸彦、防災安全課長 平井孝一、建設課長 高野茂章、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 土屋武義。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（橋本智洋君） 次は、日程により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分から選出すべき議員において候補者が4人となり、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、静岡県の全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、下田市議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

それでは、選挙は投票で行います。

本日、新型コロナウイルス感染症防止対策として議場入口を開けておりますので、議場の

閉鎖はいたしません。ただいま議席に座っている議員を出席議員といたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 矢田部邦夫君と6番 佐々木清和君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿の配付〕

○議長（橋本智洋君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本智洋君） 配付漏れはないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（橋本智洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本智洋君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議長（橋本智洋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票執行〕

○議長（橋本智洋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本智洋君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

5番 矢田部邦夫君及び6番 佐々木清和君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（橋本智洋君） お待たせいたしました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

このうち、有効投票数13票

無効投票数0票

有効投票のうち、竹部 隆君 10票

三好陽子君 3票

以上のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本智洋君） 次は、日程により、一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は5名であり、質問件数は13件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、1、広域ごみ処理計画と再資源化推進、持続可能な循環型社会のまちづくりについて。2、新庁舎建設事業の見直し設計方針とスケジュールについて。3、今夏の海水浴場開設と運営について。4、黒船祭中止に伴う花火と開国市の代替イベントについて。

以上4件について、2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 明政会、中村 敦、議長通告に従い、順次、趣旨質問させていただきます。

1つ目、広域ごみ処理計画と再資源化推進、持続可能な循環型社会のまちづくりについてです。

市民生活への最重要な行政サービスであるごみ処理を滞りなく提供し、将来にわたって市民の負担がこれ以上増えないように持続可能な広域ごみ処理を推進すべきと考えます。

3町のごみは、よその町のごみではなく賀茂地域のごみであり、賀茂地域で協力して処理するのは当たり前のことで、ましてや将来の環境を考え、地域としての二酸化炭素排出量を抑えるには、施設と運転の効率化、広域化は当然の選択であると私は考えます。

下田市営じんかい処理場は昭和57年から稼働開始しており、平成13年に排ガス高度処理施設及び灰固形化施設の整備、稼働開始から25年経過した平成19年度及び平成20年度には焼却炉の大規模改良工事を行っています。にもかかわらず、さらに老朽化した処理場は、平成28年度5,990万円、平成29年度3,627万円、平成30年度には3,652万円、そして令和元年度には

9,253万円と、この4年間で合計2億2,500万円もの修繕費をかけております。

令和元年度の修繕の際には、他の町に搬出して処理をしてもらっており、非常にありがたかったわけでございます。このようにいつ壊れるかもしれない稼働開始から39年が経過した焼却炉をだましまし運転することは、適正な行政サービスでも税の使い方でもありません。安定で安心なごみ処理場への建て替えが急務と考えます。

これは広域ごみ処理計画事業に参画を表明した他の3町も同様と考えます。松崎町は稼働22年、西伊豆町は稼働23年、南伊豆町は稼働30年の施設、これは、いずれも今後運転を続けるならば大規模修繕が必須な年数となっているがゆえの広域計画への参加と思われまます。

市長は、稲生沢川流域問題研究会からの広域ごみ処理計画への要望と提言について、市長室で「ごみの減量と再資源化で世界のトップランナーを目指す」と、さらに文書回答では「世界のSDGsのまちを目指す下田市」と、こう言い切ってくれました、すばらしいと思います。

SDGsとは、皆様、御存じと思いますが、改めて言いますとSustainable Development Goals、持続可能な開発目標です。2015年、国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標でございます。

下田市の総合計画にも、この17ページ、このカラフルなところがそうです。SDGs、17の目標、ゴール。私もここにバッジをつけております。これは持続可能な社会の世界の実現のために、意識の高い人がつけるバッジでございます。この色には全て意味があります。例えば水色は水のこと、海のこと。あるいは貧困をなくそう、教育のこと。世界に安心の水とトイレをと、そういうあらゆる17の目標、これが色とアイコンで示されたものです。

下田市環境基本計画の中でも「市民総参加で循環型社会の実現を目指す」と、こうあります。たとえ焼却方式であっても、焼却量を最低限にするべく、また再資源化と循環型社会の先進地となり内外に発信するべく、広域での行政の主導と市民への協力要請はどのように始め、進めていくのでしょうか。

静岡県の海岸総延長は506キロ、伊豆半島の沿岸269キロ、そのうち下田市は47キロの海岸線を有しており、そして8割が山林と原野が占めるこの下田市です。地球規模で問題となっている海洋プラスチックにおいても同じく先進的取組を見せるべきです。

新たな下田市環境基本計画を策定し、3町を巻き込んだ広域ごみ処理事業を推進するこの好機に、第5次総合計画前期基本計画にもある「自然環境を守り人と自然が共生する美しく暮らしやすいまちづくり」、これを市民、事業者と協働し、一体となって取り組み、そして

観光地として、また移住定住・ワーケーションの地として「選ばれる」魅力ある地域となるべくまちづくりについて、賀茂地域のリーダーでもある下田市長にその姿勢を問うものです。そこで伺います。

広域処理のメリットを、これは最大限に生かすべきです。逆に問題があるなら、これを洗い出し、解決し、デメリットは最小限にすべきと考えます。そこで伺います。この広域処理のメリットとデメリットについて、どのように認識されておりますでしょうか。

次に、焼却炉拡大によって増大すると不安視する声もある排煙や臭気について、その最新の技術、この現状はどのようになっておりますでしょうか。また近隣施設への影響については、これまでの意見や苦情からどのように当局は認識されておりますか。

次に、決定事項である焼却方式ではございますが、焼却量を最小限にするために、つまりはごみの分別と再資源化への取組を3町と足並みそろえて進める必要があると考えますが、具体的にどのように強化していくおつもりでしょうか。

また、静岡県では海洋プラスチック問題への取組として、リデュース、リユース、リサイクル、この3Rに、レジ袋などを断るリフューズ、ごみを持ち帰るリターン、海岸や河川を清掃するリカバー、これを加えた県独自の6R、これを県民運動の基本方針として定め、県民に実践を呼びかけています。下田市においては、第5次総合計画の中で示されておりますけれども、この6Rへの取組と方針はどのようなものでしょうか。

2つ目です。新庁舎建設事業の見直し設計方針とスケジュールについてです。

令和2年11月の全員協議会で、河内新庁舎建設事業の延期と、令和3年2月、全員協議会にて令和5年度以降の着工と報告されました。そして財源と浸水対策の両面から設計の見直しが不可欠としました。

平成29年12月14日公布、下田市役所の位置に関する条例において、下田市河内46-1に改めるとありますが、附則にて、施行期日が公布の日から起算して4年を超えない範囲において規則で定める日から施行すると定められており、これはつまり令和3年12月を指します。本年12月に移転不可能なことは現時点で明らかなことから、施行期日の延期などが必要であり、12月定例会においては当然にその理由としてしっかりとした方針が示されることと予想されるわけです。その方針が出る前に、今、現時点での進捗状況や方針を問うものです。

そこで伺います。

設計見直しと建設事業のスケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

また、新庁舎機能再検討調査業務委託、これの実施状況は今どのようになっておりますで

しょうか。

また、河内新庁舎の進捗状況について、開発許可と農転許可は得ておりますが、かねてからの問題となっていた国道からの入り口がない問題については今現在どのようになっていますでしょうか。

そして、将来の人口減と税収減も踏まえた身の丈に合った予算とは総事業費で幾ら以内のことを指すのでしょうか、問うものです。

次に3つ目、今夏の海水浴場開設と運営についてです。

コロナ禍では市民の期待と不安が入り交じり、予約受入れと仕入れ、あるいは従業員、アルバイトの確保に関わることから、宿泊業をはじめ観光関連業種では早期の方針決定が待たれるところです。また、昨年のコロナ禍での運営では県の警戒レベルの上下に右往左往し、海水浴場の開設と閉鎖を繰り返すという混乱を生じました。安定した海水浴場運営と安全確保について、有事での問題が浮き彫りになったわけです。つまり、これからの持続可能な海水浴場運営の方法について、根本的に考えざるを得ない状況になりました。

その後の反省については、昨年度9月の定例会において一般質問させていただいておりますので、その質問と答弁内容を踏まえて進めさせていただくものです。

観光業を主産業とする下田市ですから、最善の対策をした上で海水浴場を開設すべきと私は考えます。そして、その運営も含め当局の方針を問うものです。

そこで伺います。

海水浴場開設の可否の発表と、国や県の警戒レベルに応じた運営基準等の公表及びそのスケジュールはどのようになっていますか。

また、地元区による夏期対支部での運営について、去年は揺れました。今年は既に揺れておりますけれども、今夏の運営の方針はどのようなものでしょうか。

そして、去年は県警戒レベル4で学生のライフセーバーを撤退させました。それでは、今年のライフセーバーの確保とライフセーバー自身の安全の確保、そして来遊客の安全の確保はどのように考えておりますでしょうか。

昨年も海水浴場開設には多くの反対意見もあったと思いますが、市民の理解と協力の取付けについて、市長はどのような方針を持たれておりますでしょうか。

4つ目です。黒船祭中止に伴う花火と開国市の代替イベントについてです。

市民の最大の楽しみであり、下田市の一大イベントである黒船祭が、県の警戒レベル5への引上げにより中止になりました。県が不要不急の外出の自粛を県民に要請するレベル5に

においては英断であったと評価されながらも、市民の落胆ははかり知れません。

中止に落胆したのはイベントステージの出演者や開国市での路上パフォーマンス出演者、そして各種ブース出展者だけではありません。このコロナ禍で閉塞感漂う中、久しぶりのにぎやかなイベントを指折り数えて待ち望み、子どもを連れて家族で、中学生や高校生は友達同士でお小遣いを持ってまちへ繰り出して、そんな予定にわくわくしていた多くの市民が一番がっかりしております。

また、同時開催を予定していた市主催の花火大会ですが、開国市の母体である商店会連盟と開国市実行委員会の呼びかけにより、市民や企業から寄附金105万2,000円が集まっております。黒船祭中止に伴い花火大会も中止になりましたので、寄附金は返すことも検討されましたが、観光交流課の話では、年内であればその花火の打ち上げは予算内で可能とのこと。そうであれば、より市民に楽しんでもらえる機会に花火大会を実施できないかと。また、開国市についても、完璧に計画されていた企画をそのままに延期した形で、花火と同時に開催できる機会がないかと開国市実行委員会では模索されております。なぜなら県警戒レベル5によりバルイベントが中止になり、ビッグシャワーも早々に見送り、八幡神社例大祭も開催が危ぶまれる中、市民の楽しみや各種教室等の発表の場、市民のストレス発散の場がことごとく失われているからです。

下田市は本年が市制50周年であり、来る9月25日には記念式典を準備しております。それならば同日やその近辺に、開国市の代替イベントと花火大会を一緒に開催したらどうかという案も一案として浮上しているようです。50周年という冠をつければ、市民もまちへ出やすくなるからです。

予算面についてです。今回中止とはなりましたが、前日決定ということで、支出済みの経費については予算内で補填する意思を当局は表明しました。開国市の補助金についても同様とのことでした。

そこで伺います。

黒船祭に関する予算としては、黒船祭執行会補助金1,397万7,000円、黒船祭協賛行事補助金315万7,000円がございますが、中止となったことで、支出済み経費を差し引いた未執行額については、詳細金額はまだ確定していないと思われかもしれませんが、当初予算の考え方と同様に、市民の楽しみや市民を元気づけるために使われたらいいと思いますが、当局の方針はいかがでしょうか。

また、市制50周年記念式典と同時期の開催で、開国市代替イベントと花火大会の開催、こ

の可能性についてはいかがお考えでしょうか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

○議長（橋本智洋君） それでは、当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私のほうからは、今、御質問いただきました4点のうち、1番、3番、4番につきまして、市長としての骨格的な考えを御答弁申し上げます。

まず最初の1番、ごみ処理の問題でございます。

今回の広域ごみ処理事業において、ごみの分別と再資源化の取組は、下田市として議員御指摘のとおり、最重要課題と位置づけております。ごみとは何でしょうか。それはその物体を不要、しかも再生できないと考えて、その考えた人の手において捨てられるものとなります。つまり、人によってはそれは資源になるし、人によってはごみになってしまう。こうした根本の部分にまで踏み込むことが重要と考え、現在、基本構想において、このごみをどう処理するか現状分析、課題の整理を行う。そして、1市3町で現在の異なった分別収集区分についても広域的な共通ルール、これを形成することとして協議をしております。

焼却ごみの減量化には、現在もPRを進めておりますが、雑紙回収ですとか、そのほか容器包装プラスチックを含めたあらゆるごみに対して、できる限り分別を行う。そうしたことを地域全体で取り組むべく、1市3町の住民の御理解、御協力を得ながら、排出抑制及び減量化、再資源化の推進に努めてまいります。

申すまでもなく伊豆は、美しい自然環境のおかげで観光のまちとして生きております。これをこれからも守り続けることは私たちの責務だと考えております。

続きまして、質問3番の海水浴場につきましてです。

昨年、新型コロナウイルスに関するデータが、まだ出そろっていない中で夏を迎えました。したがって、海水浴場は開設すべきではないといった反対の声も幾つか市役所に寄せられたことは議員御指摘のとおりでございます。私は当時、市長に就任したばかりでしたが、当局の皆さんと日夜、汗をかきまして、知恵を絞り、下田モデルを策定し、海水浴場での検温、三密防止のためのロープ張りなど、様々な対策を実施しました。結果として海水浴に起因した感染者の発生がなかったということから、抑え込むことに一定の効果があったというふうに検証、評価したところでございます。

今年についても、海水浴場対策審議会という場所において、県保健所等、専門機関に参画いただいて、ガイドラインの改善、見直し、精度を高めるとともに、下田モデルをさらに改

善、強化することにより、海水浴場に訪れるお客様のみならず、市民の皆様の安心・安全を確保してまいりたいと考えております。

続きまして黒船祭でございます。

市民による市民のための黒船祭として、行政や団体、市民が一体となって下田市を元気にするために、早くから準備を進めてまいりました。しかしながら、その直前になって県西部地域を中心として感染が拡大し、静岡県が県下一律ステージの引上げを行い、直前において中止となったことは、大変市長としても残念でありますし、皆さんの落胆の声は私の胸にもかなり強くダメージを残しています。

今後、代替のイベント、あるいは花火大会について、今後の感染状況を慎重に見定めながら、関係機関や団体、それから開国市実行委員会と連携し、検討してまいります。

まずは、黒船祭において協賛イベントとして実施予定であった各団体の文化芸術活動について、できれば市が主催で、（仮称）下田市元気プロジェクトといった形で無観客で実施し、市内有線テレビ、YouTube等で配信していく予定です。いずれにしましても、今後、指摘されているリスク、飲食のリスクの回避、あるいは提言、こういったものへの対応や、ワクチン接種の進捗等々、総合的に勘案しながら、開国市の代替、あるいは花火大会等についても秋以降の実施に向け、検討してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私からは中村議員よりいただきました広域ごみ処理計画の再資源化推進、持続可能な循環型社会のまちづくりについての御質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

初めに、広域ごみ処理事業のメリットとデメリットについての御質問でございます。広域化のメリットにつきましては、まず第1に、建設、運営に要する費用の負担が抑えられ、削減により生み出された財源を他の施策に充てることのできる点が挙げられます。可能性調査による概算での比較では、各市町が単独で整備する場合に比べ、費用が5割程度抑えられるという試算があるほか、集約化することで一定のごみ量を確保し、施設の安定稼働が期待できるという面も期待できます。

また、デメリットでございますが、既存の施設より遠距離になる地区では、運搬経費や交通量が増加する等のデメリットが挙げられますが、これについては現在策定中の基本構想において課題の整理を行い、解決に向け、1市3町で協議してまいりたいと考えております。

続きまして2点目は、焼却炉の最新の技術の動向、あるいは近隣施設への影響についての認識についての御質問でございました。

現施設では定期的に公害測定や精密機能検査等を実施しまして、環境に配慮した維持管理を徹底し、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法に定められている環境の基準値を大幅に下回っている状況でございます。施設の更新に当たりまして、排ガス再循環技術といった、より高度化した焼却技術を導入することで、有害物質の発生の抑制及び低減化が図られ、従来よりも安全な処理の実現と環境負荷の低減が見込まれます。

周辺の生活環境への影響についてでございますが、今後、環境アセスメントを実施する中で十分にチェックしてまいりたいと考えております。

なお、近隣住民からの清掃センターへの排煙等による苦情については、近年は確認したところ受けておりませんで、また先般、敷根公園、下田中学校、子育て支援センター、それから市民スポーツセンター及び認定こども園に聞き取り調査を行ってまいりましたところ、いずれの施設からも清掃センターのばい煙等による異常を感じたことはないという結果を得ております。これにつきましても今後、十分なチェック体制の下、維持管理を徹底していく考えでおります。

続きまして、海洋プラスチックについての6Rへの具体的な取組とその方針についての御質問でございます。

海洋プラスチックごみ防止のために、市民一人一人によるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止するよう、市民への意識向上を図るため、県とともに6R県民運動を推進してまいります。具体的な取組として、広報紙、ホームページでのぼり旗やポスターの掲出等、情報発信によりまして広く周知、啓発を行っているほか、河川や海岸清掃を行う団体、個人について、ごみ袋の配付やボランティアシールを活用し、ボランティアごみステーションでのごみの回収、または清掃センターへの持込みごみの無料での受入れ等による支援をしてまいります。

私からは以上です。

○議長（橋本智洋君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは私のほうからは、議員御質問2番目の新庁舎の関係の質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。4点、順次説明させていただきます。

まず1番目の、設計見直しと事業のスケジュールについてでございます。設計の見直しにつきましましては、令和2年11月開催の全員協議会で事業延期の理由として御説明させていただ

きました費用面、安全面、こちらの課題を解決するために必要なものと考えております。現在、この2点の課題を中心としまして、調査、検討を進めているところでございます。

事業のスケジュールにつきましては、5年間延長されました緊防債の適用期限が令和7年度、令和8年3月末となっておりますことから、緊防債の適用期限から逆算をしますと、建設工事に1年半程度、設計及び許認可の手續に1年半から2年程度、計画策定に1年程度と想定しておりますので、これらを踏まえた中で、今年度末から来年度当初に基本計画の策定作業に着手をしたいというふうな形で考えております。

続きまして、新庁舎機能再検討調査業務委託についてでございます。当初におきましては、有識者会議の設置と連動いたしまして、大学に委託することを検討しておりました。しかし、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言によりまして、有識者会議の開催が困難な状況にあり、加えて大学側の調査活動等にも一部制限がございますことから、現在まで発注を見合わせているところでございます。

一方、稲生沢中学校の校舎につきましては、既存施設の有効活用の可能性ということで検討をしたいということがございますので、今回、補正予算におきまして、稲生沢中学校の耐力度調査の予算を計上させていただいてるところでございます。今後、コロナの緊急事態宣言の動向等を見ながら、各種検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして3番目、国道からの入り口の問題についてでございます。延期以前の計画の際には、緊防債の適用を受けるために稲生沢中学校の再編整備前の完成を目指して設計をされており、幅員等、幾つか課題はあったわけですが、開発行為等の手引による基準の範囲内として開発許可を得ておりました。しかし今回、設計見直し等により時期が変更となりますことから、稲生沢中学校が再編後、空いてからの整備となりますので、浸水対策と併せて接道等の敷地利用計画も見直しを行い、より安全で使いやすい施設になるように検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目、身の丈に合った予算を総事業費で幾らかという御質問でございます。延期以前の計画において議決をいただきました工事費を含む総事業費は、36億9,000万円でございます。今後、人口減少や税収減に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響、広域ごみ処理施設や図書館等、施設整備も計画がされている中で、今後ますます財政的には厳しい状況が想定されております。

こうしたことから、現時点におきまして数字的なものを具体的に申し上げることは難しい状況でございますが、計画の見直し等により、できる限り建設費及びその後の維持費を含む

ライフサイクルコストの抑制等を努めてまいりたいというふうに考えております。

庁舎の御質問については以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは海水浴場の関係と黒船祭の関係につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、海水浴場の開設可否等のスケジュール的なお話ですけれども、開設日程につきましては、まだ未決定の部分もありますけれども、現時点におきましては、9つの海水浴場全てで開設を予定しているところでございます。

日程につきましては、今月中旬頃、開催を予定しております海水浴場対策審議会、こちらのほうで確認後、発表することとさせていただいております。

また、賀茂地域におきましても、一部の海水浴場を除きまして、全ての市町で開設予定と聞き及んでいるところでございます。

ガイドラインにつきましては、昨年の混乱の反省を踏まえまして、国や県の警戒レベル等、その際の開設可否判断に加えまして、期間中の状況変化にも柔軟に対応できるよう、現在、ライフセービング協会、また保健所と詳細を詰めているといったところでございます。

次に、今夏の海水浴場の運営の方針という御質問でございますけれども、昨年は隣の愛知県におけます緊急事態宣言の発出によりまして、ガイドラインの規定上、一部対応に混乱を招く結果となりました反省を踏まえまして、本年につきましてはガイドラインをコロナによります社会状況変化に柔軟に対応できるよう検討をしておるところでございます。

感染防止対策の徹底に向け、下田モデル等を踏まえた安全な海水浴場開設に向け、各種作業を進めております。

次に、ライフセーバーの確保の関係でございます。ライフセーバーの確保につきましては、協会との協議を重ねまして、各海水浴場への必要人員の精査ですとか、配置人員等の協議はほぼ調っております。なお、海水浴場の安全確保に向けましたガイドラインにつきましては、先ほども申し上げましたが、特に昨年度の反省を踏まえながら、ライフセービング協会とも協議を進めておりますところでありまして、安定した管理体制の確立に向けまして対策を進めております。

最後に、開国市の関係の補助金の関係でございますけれども、開国市実行委員会に対しまず補助金に関しましては、黒船祭協賛行事補助金315万7,000円のうち、予算額は300万円でございます。現在、開国市実行委員会におきまして、決算に向けた事務作業が進められてお

りまして、聞いておるところでは概算で150万円程度の経費が支出されているというふうに伺っております。

協賛行事としての性質を考えたときに、幾つかの協賛行事におきまして、黒船祭当日だけではなく、事前や事後におきまして実施されるものもありまして、そういった意味におきましては、この場において確約できるものではございませんが、次に開催されます開国市に対して、当初予算の範囲内で補助することの可否について検討してまいりたいと考えております。

市制施行50周年記念式典との同時期開催につきましても、併せて検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（橋本智洋君） ここで質問者にお尋ねいたします。

ここで休憩したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○2番（中村 敦君） はい。

○議長（橋本智洋君） 11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。たくさん聞き過ぎたなと思ってますけれども、たくさんあるので、一問一答でやらせてください。

まず、開国市中止に伴う花火と代替イベントについてですけれども、あくまでもコロナ禍を見定めながらとはなりますが、代替イベントについては検討していただけるということでありがとうございます。

ただ、予算に関してなんですけれども、開国市の補助金の当初の予算内ということなんですけれども、既に支出済みが150万円ぐらいあるのではないかと。その中にはコロナの備品としてアルコールだったり、そういう持ち越して使えるものも多々あるとは思いますが、しかし、当初の予算内での補助を考えると、できることもできなくなるのかなという懸念もございます。そこについてはさらに追加といたしますか、50周年記念事業の中に

盛り込むのか、そういった部分でプラスで考えていただきたいと思います。

そして、これ、例えば9月の50周年記念事業となりますと、9月の定例会での補正予算ということになりますと、当然間に合わなくなります。であれば、8月補正ということが望ましくなるわけですが、この案件のためだけに招集をかける、あるいは夏の忙しいさなかですので、これが現実的でないとするならば、私も市民を応援する立場からすれば、専決処分もやむなしと私、個人的には考えておりますので、この辺については要望して終わりたいと思います。

次に、海水浴場の開設と運営についてですが、このコロナ禍ですので、なおさら市担当課がしっかりと主導することが、これが一番大事なんですけれども、やはり地元と市民、協力なくしてはなし得ないことです。だからこそしっかりと早く方針を公表するのが肝要かと思われまます。

運営についてですけれども、無許可営業対策としても、やはり浜地での適切なサービスの提供ということが必要不可欠になってくると思います。まだ方針は出てませんが、今年も昨年は白浜大浜海水浴場において、ロープで枠を張りまして、ソーシャルディスタンスの確保に努めていただきました。しかし、その枠を無許可営業者が占有して、堂々と使っていたという、そういう現実もございましたので、やはり市で設置する、このソーシャルディスタンス枠をしっかりと管理していただきたいなと思うわけです。思うのですが、パトロールを強化すると市長は言っていておりますけれども、この浜地に物を運び込んでからでは、幾らパトロールしても、24時間張りついていられませんので、やはりいなくなればまた始めるとい現実が毎年繰り返されているのだと思います。であれば、浜地に物を入れさせないというところが肝要かなと思うんです。

過去に朝、早朝に浜地へのレンタル用品の運び込みを阻止すべくパトロールしたという経緯があったと聞いておりますけれども、それにしてもやはり、いなくなれば運び込むという、そういうたちごっこであったかと思えます。しかし、昨年に引き続き、今年も入り口を絞り、コロナの警備員を配置するのであれば、当局はこのコロナ警備員に対して、やはり無許可営業者に対しての来遊客への啓発にも努めていただくという方針も出していただいておりますので、例えば朝一、職員が運び込まないように警備する、警察にも協力していただいて、駐禁の取締りをしていただいたりして協力していただく。そして、その後、コロナ警備員が来たら、そこにバトンタッチして、レンタル用品を持ち込ませないんだというふうに対策すれば、ある程度の効果が見込まれるのではないかと思いますけれども、それについてはいか

がでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 今、そうですね、昨年同様の対応は現在のところ引き続いて考えているところですが、先ほどありました入れさせない方策としての朝一の職員のパトロールに関しましては、ちょっと持ち帰りまして、また検討のほうをさせていただきたいと。従来の対応に加えて、それに関しても考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 日中に回るよりも、朝、早起きにはなりますけれども、そういった対策が有効かと思われまますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

そして、市民の安心についてですけれども、やはりコロナが怖いということで、なかなかアルバイトも集まらなかったというような現実もありました。例えば牧之原市は早々に海水浴場の開設を宣言しておりますけれども、緊急事態宣言下の移動制限区域からの来訪を制限するんだと、そういうところのナンバーは駐車場に止めさせないというような方針を出して、やはり市民に安心感を与えているところでありまますけれども、下田市も、また昨年同様、白鳥麗子様をフルに活用して全国にアピールしていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

○防災安全課長（平井孝一君） そちらにつきましては、冒頭で市長のほうから、下田モデルを強化していくというお話を申し上げたと思えますけど、ちょっと話がそれたかもしれませんが、今、残念ながら中止となりました黒船祭において、下田市のバブルシステムというのを提案されたということで、こちらのシステムというのは中村議員は御存じだと思いますが、安心に包み込む下田市バブルシステムとしまして、イベント開催地を大きな泡で包むように会場運営し、来訪者同士の接触を極力遮断することで感染拡大防止するというシステムです。

今こういった取組をもっと大きく、夏期シーズンの来訪客が多くなる時期を迎えて、この仕組みをさらに検討、分析し、強化していきたいと考えております。これ、それに強化に対しましては、ある大学の有名な教授の先生が同様なことを提唱しております。簡単に申し上げますと、そのバブルをコミュニティーとして、その先生は言い換えているんですけれども、日常的な接触を行う、いわゆる市民の家族、職場の職員の仲間、学校の友人たちは日常会ってしまして、その泡の中から出なければ、その人が一人でも外部で接触すると感染が広がり、

どんどん広がっていくという仕組みです。それらを取り入れた新下田モデルを強化して、市民にPRしていきたいと考えています。広報周知につきましては、また新たな形として広報周知に努めていきたいと考えておりますので、また決まりましたら議員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ちょっと答弁がなかったんですが、好評だった白鳥麗子様のご活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

○防災安全課長（平井孝一君） こちらにつきましては、今、内々で協議を進めてるんですが、新たな下田市の御当地のキャラクターを使って、ちょっとバトンタッチを図ってきたいなと考えてるところでございます。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） せっかく作者からの厚意により活用させていただいて好評を得た白鳥麗子様を、そうすると活用しないという方針でしょうか。それはちょっと違うのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

○防災安全課長（平井孝一君） そちらにつきましては、内々に鈴木由美子先生とちょっとお話しさせていただいて、新たなキャラクターにバトンタッチということでした承を得て、今後、新しいPRに向けていきたいと思っております。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） はい、分かりました。

昨年、レベル4で、ライフセーバーは学生だということで、しかも近隣の愛知県のレベル4を受けてのことでしたけれども、時は今、レベル5ですけれども、それについてライフセーバーの活用についての判断、その辺は誰がどのように行う方針でしょうか。

○議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 最終的には夏期海岸対策協議会のほうで決定をするような形になろうかと思っておりますけれども、昨年、何分にもやはり隣県で緊急事態宣言が発出された場合には閉鎖をするというような、かなり硬直化したガイドラインだったかと思っております。それを今年に関しましては、やはり社会状況、いろいろ現在も西部のほうでは感染が広がって

おりますけれども、レベル5として静岡県下一律にレベルが引き上げられていますけれども、西部とこちらのほうでは状況が違うと思います。そういった状況も判断しながら決定ができるような仕組みに変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 県の警戒レベル5、これは不要不急の外出自粛、そして県境をまたいでは移動は自粛要請、このようになってるわけですが、この県のレベルに応じた行動制限の中には、このレベル5、特別警戒の下に地域特性を考慮という一文があるんですね。あるいは令和3年5月14日付の県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針という県の文書によりますと、催物の開催制限として、ステージ4、つまり県のレベル6、この該当に対しては、西部、中部、東部の地域別においてという記述がございます。5月31日の賀茂地域新型コロナウイルス感染症対策情報連絡会の中で、ここでは6市町の首長と地域局、賀茂健康福祉センターが出席されておりますけれども、この中で松木市長は、県西部、中部に比して賀茂地域は落ち着いているのに、県内一律のレベル5発出はいかなものかと問題提起していただいております。この賀茂地域、伊豆半島は観光で食ってる、そういう地域です。それについて、つまりは西部と一緒にしてくれるなど、状況をよく見てくれということになります。そのときの県の反応はいかがだったのでしょうか、市長。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 慎重に検討するという回答でございました。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 先ほど答弁で観光交流課長は柔軟にという言葉を使っていたと聞いております。あくまでも県のレベル云々よりも、コロナ禍の現状を踏まえた中で柔軟に対応していただきたいと思うところです。

8月に入れば、高齢者のワクチン接種も一段落ついていることと思います。このワクチン接種はさらにスピード感を持って実施していただきたいところですが、それにも増して海水浴場の開設と運営については、方針を速やかに発表して、そして市民の安全と海水浴客の安全、そして観光、経済、これを潤滑に回せるように、非常にまた御苦労があると思いますけれども、市民の協力を得ながら、市は最大限のパフォーマンスを発揮していただきたいと思っておりますので、こちら要望して、海水浴場については終わりたいと思います。

次に、新庁舎建設の見直し設計方針とスケジュールについてです。

スケジュールと予算、これが何をやるにも普通はスタートじゃないのかなと思います。そしてそこに庁舎機能、あるいは防災、そして市民サービス、こういったものが加わってくるのかなと思うところですが、機能、そして市民サービスについては、建設基本計画で十分に練られているかと思います。しかし、そこに防災上の心配が出てきた。そしてコロナによって予算のもくろみが崩れてきたということになったかと思います。

市長と語る会で明らかになった市民の思い、やはり安く、早く、安全に、これを踏まえた中で、現庁舎の耐震診断、そして稲生沢中学校校舎の耐力度調査、これはまだ予算案ですけども、これを実施すると。この2つと新庁舎機能再検討調査、これの関係性はどのようになっているのでしょうか。ましてや、このコロナ禍で、防災面では在り方も価値観も変わり、経済も疲弊しております。まちの中では人も車も音もなくなりつつある中で、この庁舎機能、これについてコロナも大きく影響してくると思いますが、その辺、いかがでしょうか。つまり調査再検討、そして現庁舎の耐震、そして稲生沢中学の耐力度調査、これの関係について方針をお聞かせください。

○議長（橋本智洋君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 冒頭の答弁でも一度お答えをさせていただいておりますけれども、可能性調査につきましては、有識者会議との連携の中で業務委託を予定していたところが、有識者会議の開催が延び延びになっている中で遅れている状況でございます。

基本的に現状の考え方としましては、位置条例が河内ということで決定しておりますので、河内を基準ということで進んでる状況は1つございます。その中で経費の削減ですとか、あるいはその安全性、浸水等の安全対策という部分について検討を進めていく。そういう中で、当初からありましたけども、稲生沢中学校敷地内の稲生沢中学校の活用ですとか、あるいは将来的な庁舎の適正な大きさ等の議論もあったかと思っておりますので、そういった中で現行庁舎の活用ですとか、いろんすみません、可能性は調査をしてるところでございます。これらにつきましては、有識者会議のほうを開催しておりませんが、各委員さんとはいろいろと意見をいただいたりですとか、今後の進め方についてアドバイス等はもらってる中で、可能性としては検討しているところでございますが、現状、市の方針としてまだ明確に打ち出せる状況にはございませんので、今後、慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） やはり市長と語る会でも出ていましたけれども、分庁、あるいは一部移転というような声もございました。しかし、そうなりますと、新築移転という、この緊防債の適用の理屈が大きく根底から崩れるものになると思いますが、この辺の県との調整というのはいつどのようにするのでしょうか。

また、事業見直しに伴うこの緊防債、これの繰越償還、こういうことはあり得るのでしょうか。その判断というのはどのように決まるのでしょうか。そして、その際には財源はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 下田市としましても従来、当然、コスト削減を課題としている中でございますので、財源等を含めて、できるだけ有利な制度を使っていかなければならないと、そういうところは前提としてあるかなというふうに思います。

そういう中で緊防債延長になりましたけども、令和7年度末ということで現状示されておりますので、7年度末までの一応完成というスケジュールを今のところは目標としていかなければならないということで考えております。

○議長（橋本智洋君） 財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） 緊防債の繰上償還の関係でございますけれども、ただいま企画課長が申し上げましたとおり、いろいろな耐力度ですとか、安全性調査ですとか、いろいろな材料を経て庁舎の再検討をしているところでございまして、基本としましては河内に新庁舎を造るところが基本でございますので、直ちに繰上償還になるというふうには考えておりません。用地と設計について緊防債のほう、借り入れておりますけれども、そちらのほうも現状を利用してということで進んでおりますので、今のところは繰上償還は考えてないところでございます。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 36億9,000万円に膨れ上がったこの事業計画を安くするんだということですけども、今現在で伺ったところ、床面積が現設計では職員1人当たり22平米となっているようです。しかし緊防債対象基準で言えば、1人当たり35平米、全国平均で言えば32.38平米ですので、既にこの22平米というのは標準的にもかなり狭いものであると。つまり、これ以上小さくすることはなかなか難しいのではないかと思います。そしてまた20年後、例えば将来にも維持管理費が負担にならないような新庁舎はどのようなものになるの

か、その辺、いかに安くするのかということについてはどのような方針をお持ちでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） すみません、現時点におきましては様々な検討の最中ということでございますので、コストについては当然縮減をするという、先ほどお話しさせていただいたとおりでございますけども、それも含めて検討中ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 稲生沢中の耐力度調査のいかんにもよるということでございます。いろいろ調べましたら、今、熊本県南関町というところは、やはり南関高校。南関高校と言いましても、そんな難関だか分かりませんが、名前が南関高校で、これの改修工事を行って、令和3年12月に庁舎が完成するということです。あるいは、ここに「日経グローバル」の記事がございますけれども、いろんな事例がございます。元工場を庁舎にした山梨市、あるいはホテルを庁舎にした習志野市、病院を庁舎にした滋賀県長浜市、あるいは校舎、あるいは体育館を庁舎にした山梨県北杜市、大和郡山市、秋田の小坂町、三重県紀北町、福島県平田村、有名な氷見市などなど、あるいはショッピングセンターなどを庁舎にした例もたくさんございます。よかったらこの記事、後で見ていただきたいですけれども。やはりそれによって、例えば栃木市では65億円と見込まれた庁舎の工事費が28億円、あるいは土浦市では80億円、新築だと見込まれるものが、このイトーヨーカドー、このショッピングセンターを庁舎に改良したことで43億円で済んでるというような事例、多々ございます。そして何より、市民もやはりどこの市町においても廃校になった我が中学を庁舎として再活用していただけるということで、これは1つ市民の誇りにもなってるという部分もあるようですので、やはりそういう先進事例をよく研究して、なるべく安くということを要望するものです。

次に、防災についてですけれども、この浸水対策について、県の稲生沢水系河川整備基本計画の中で、河川の規模、既往の洪水、流域内の資産、人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、年超過確率50分の1規模の降雨による洪水を安全に流下させることのできる治水施設の整備を目指すとは書いてありますけれども、現在、稲生沢川において、河川の修繕、これが見込まれるのでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 建設課長。

○建設課長（高野茂章君） 河川の整備計画は二級河川については計画はつくってあるんですが、実施についてはまだ未定であるという回答を県のほうから受けております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） であるならば、やはり別の庁舎の安全対策ということを考えなければならぬのだと思います。これは庁舎の安全対策はもとより、その地域の安全対策ということになるかと思えます。さっきの県の稲生沢水系河川整備基本計画の中では、その後に適正な森林保全の働きかけという文もございます。あるいは、市の第5次総合計画の中には、森林譲与税を活用した森林整備とございます。これは庁舎の防災・減災にも通ずることだと思うのです。

ここに、これは進士為雄議員のネタですけれども、浜松市の大草山というところの取組です。浜名湖の東北に位置する内浦湾というところですが、これは館山寺温泉から見て向かい側の山になりますが、そこは県立自然公園なんですけれども、この地元の観光業者が、管理者の県に、桜や紅葉の山にしてほしいと要望しております。要望したところ、市と観光事業者、自治会も参加して、除伐、下草刈り、遊歩道整備など本格的に始めたものです。これは強引な伐採でなく、除伐、あくまでも自然な形で長期的な植生転換を図る、その中で景観をよくしていくものだという、そういうすばらしい取組になると思います。

市は、例えば河川改修が見込まれないのであれば、稲生沢川の雨水の流出係数、これを減らすことで山の保水力を高めて、急激な川の増水を防いでいくのだと。これは非常に時間がかかることです。林業は例えば孫のために木を植えると言いますが、市はちょうど市制50周年です。例えば50周年植樹、そういうことから始めて、100周年に向けて森林整備、そして洪水を防ぐという意味も含めて森林を整備する、景観をよくしていくんだと、そのような方針を打ち出していきたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 今、森林整備ということで御質問いただきました。先ほど議員おっしゃったように、森林整備につきましてはいろいろな課題がございます。例えば下田市の森林、ほとんどが天然林、天然広葉樹林といいますか、間伐するにも費用がかかって、出すにしても価格が安い。こういう人工林につきましては、市場に出すに当たっては赤字になると。要するに製材とかに使えない資材がほとんどであるために、出すに当たっても赤字になるということの課題があります。

それを課題解決に向けて、チップ事業とかという考えもありますけど、それについてもいろいろな課題があるということで、その課題を一個一個解決しながら、森林整備については

今後考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 新庁舎の防災機能、これを担保すること、これは非常に当然大事なことですけれども、併せて、地域の防災として森林整備ということもしっかり視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

新庁舎については以上です。

次に、広域ごみ処理計画、こちらについてです。

まず広域化と焼却方式についてですけれども、一昨年、大型台風が幾つか到来した中で、漂着ごみを焼却処理してると思いますが、これはどのぐらいの漂着ごみを処理してますでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 令和元年度に台風のごみ処理でもって、これを昨年度の産業振興課のほうの漁港整備のほうの関係で処理をしております。それまでは福浦の下水処理場のほうに蓄積しておりまして、分別等の作業をしております。

処理量としまして、清掃センターのほうで受入れをしたごみ量が、ちょっと申し訳ない、数字を失念してしまいましたので、また後ほど、ちょっと御報告させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。また御報告いたしますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 海岸線47キロを有する下田市ですので、この漂着ごみの処理というのは常に念頭に置いていかなければいけないことだと思いますので、その意味では焼却処理場というのは必須なものかなと思います。

次に、下田市の行った平成19年から20年の長寿命化のための大規模改良工事、これは幾らぐらいかかっておりますか。そして各市町がこれを単独でやった場合には、やはりどのぐらいの予算がかかると予測されておりますか。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 下田市がこれまでに行った大規模改修としましては、平成12、13年にかけて、排ガス高度処理施設等の整備工事を行います。このときが大体7億6,000万円ほど。それから平成19年、20年にかけて、焼却炉の大規模な改良工事を行い

まして、このときもやはり7億5,000万円程度の事業費がかかっております。

御質問の他町の施設についてですけれども、こういった条件かとかというのがありますので、金額的な部分についてはちょっと分かりませんが、3町がこのまま現在の炉を使い続けようとした場合には、議員も御指摘のとおり多額の改修費が必要になるかというふうに考えております。平成29年から令和元年にかけて、東河環境センターが大規模な修繕工事を実施しております、そちらについては総事業費が30億円弱ほどかかっているというふうに聞いております。東河の焼却炉というのは平成12年に稼働しております、ちょうど大体20年程度で大規模改修を行っております、賀茂郡の中では一番新しい炉であったわけです。ですから、当然、今、広域化を進めている他の3町が炉を改修しようということになれば、その規模に応じてですけれども、相当の費用が必要になるかというふうに考えます。

私は以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 河津と東伊豆のこのエコクリーンセンター東河では、大規模修繕に30億円かかったと、非常に高額です。こういうことを踏まえて、じゃあ下田市が単独でこのごみ処理センターを今後新設していくとなると、将来的に市民負担はどのようになると予想されますか。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 今後につきましては、人口減少ですとか、ごみ量の減少の影響で、各町の処理能力というのが徐々に余剰が増加して、廃棄物処理の効率性というのが低下してくるようになります。ですから、このような非効率的な施設運営というのが維持管理コストを増大させることとなります。これが住民負担につながる可能性もありますので、こういった課題に対応する1つの方法というのが広域化というのは検討であるかというふうに考えますけれども、住民施設の維持改修等にかかるコストというのは年々増加していくというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） やはり財政というものは無視できませんので、広域化がやはり必要だなという認識に至ったわけです。

次に、市長、冒頭の答弁で、ごみについての考えを述べました。溶融スラグという言葉がございます。この溶融スラグというものは何でしょうか、課長。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 熔融スラグというのは、ガス化熔融処理方式という焼却処理の1つなんですけれども、ちょっと私もそこ、あまり詳しくはないですけど、そのガス化熔融炉というところで非常に高い高温、1,300度から1,500度とかいう高い温度で焼却を行いまして、温度が高いもんですからダイオキシン類の発生を防ぐであるとかいう効果があるんですけども、そのガス化熔融炉で焼却を行ったときに生成される、出てくるもの、それが熔融スラグというふうに言われています。

このスラグにつきましては、路盤材等にリサイクルができるというふうに聞いておりますけれども、ガス化熔融処理方式というのは、破砕等の前処理が必要であるとか、あるいは燃料とか、エネルギー消費が非常に多いとかということで、近年はちょっと導入実績も減っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。この焼却処理場と言いましても、これはあくまで御存じのように中間処理施設なわけです。燃やしても約10分の1ぐらいになるだけで、相当量の焼却灰と、この飛灰というものが出て、それをこの残渣、これを最終処分場に3,800万円もかけて草津まで運んで処理していると。これは市長の言う世界のSDGsを目指すには、将来的には相当お粗末でないかなと。

今、課長の説明ありましたように、この焼却灰をさらに高温で、1,200度とか1,300度で処理することによって資源化できるんだと、建築資材、道路などの資材、あるいはそういうものに再資源化できるという技術はございます。ただ、これはvery expensiveで非常に高価であると。しかし、静岡県知事もSDGsモデル県になるのだと、こう訴えておりますので、これはぜひ広域でこの焼却灰すら、この熔融スラグの技術を使って再資源化できるように県にしっかり働きかけて、それこそ広域で取り組まれたらどうかと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今後、基本構想の中で、今、議員御指摘のことについても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ごみの減量化という部分です。下田市のリサイクル率は今何%でしょうか。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 下田市のリサイクル率は大体14%から15%の間で推移しております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 市長、リサイクル、減量化、日本一目指すと言っております。これ、ちょうど5月11日、先月の記事ですけれども、よく名前の挙がる大崎町、ここが82.6%で1位に返り咲いておりまして、徳島県上勝町、ここが80.8%で2位です。

○議長（橋本智洋君） 5分前です。

○2番（中村 敦君） 高い数字が続くわけですけれども、ただ、大崎町も簡単にこの数字をたたき出したわけではなかったんです。この大崎町の事情をちょっと説明しますと、ここにはもともと焼却場がなくて、ごみはただただ最終処分場に焼きもせず埋めるという、そういう町であったわけです。しかし、そこがいっぱいになってきた。そして、今から計画して造っても、もう間に合わない、あふれるという中で、選択を迫られるわけです。どういう選択かという、焼却炉を建設するか、遅くとも建設するか、あるいは新たな埋立場をつくるか、あるいは既存の埋立場の延命化を図るか、この3択になったわけです。そして選んだのが、この延命化という部分なんです。つまりはリサイクルを徹底して、ごみを徹底して減らすのだということです。当然それには、ちょっと時間もなくなってきたのであれなんです、どのぐらいの、当然住民の、市民が分別するわけですから、どのぐらいの市民の協力を得るために何をしたかという、この大崎町を150の集落、ここを1か所につき3回ずつ回って、450回の説明会を行ってるんです。それによって2年かけて、やっと最初の16品目分別にたどり着いたというふうになっております。

例えば、こういった住民の協力というものが必要不可欠、ましてや1市3町で共同してやっていくんだという中では、どのように進めていくおつもりでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 今後の分別収集等の進め方ということが御質問かと思えますけれども、こちらについても、基本構想等の中で今現在、検討しておりますけれども、ごみ処理の現状分析であるとか課題を整理し、その上で、今、1市3町の分別収集区分等もばら

つきがありますので、そういった共通ルール、そういったものを協議して整理していく。それによって分別できるものは可能な限り分別を進めると、そういう形で今後考えております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） できることからやるということが肝要かと思います。この大崎町についてもそうです。一般廃棄物処理基本計画の中で、市の役割として自ら減量化、資源化の実施、再生品の率先利用とあります。そして、第5次総合計画の中では、環境教育、環境学習の推進、こうあります。例えば議会をペーパーレス化すると、そのような取組、あるいは庁内のごみの減量化、こういうことから始めたらいかがかと思いますが、市民に先駆けて、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 議員のおっしゃるとおり、まず市民に模範たる市役所の職員のほうから、そういった取組というのは進めたいというふうに考えております。今現在、下田市のほうでは雑紙回収ということを強く進めていきたいというふうに、現状でできる最も今、効果のある分別収集を考えておりますので、まず庁内、市役所の仕事というのは紙ごみが非常に出る仕事でもありますので、そういったものをちゃんと資源化していくと、そういった取組を職員のほうにも徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） I S O 14001という環境マネジメントシステムというものがございませぬ。地方自治体でも他に先駆けて、千葉県の上井市では、このI S O 14001を取得しております。例えばこのI S Oを取得するとなると、お金も手間もかかるわけですが、職員の負担も増えますが、こういった考え方をしっかりと庁内に取り入れていくということが肝要になっていくかと思います。何しろ、これは前提として日本一を目指すという、これを念頭に置いてのことですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 現時点においてはI S Oの取得は念頭に置いてございません。I S Oの14000シリーズというのは、議員御存じだと思いますけれども、その環境に関するシステムを私たちの仕事の中に内在化させると、こういうふうなことになります。そのシステムをすることが目的なのか、それとも環境に対してしっかりやっていくという実績のところか

目的なのかといったことについては、ちょっと議論が必要かなというふうに感じています。ですから、直ちに環境に関するISOを取得するというのではなく、まずは基本構想の中で当面の課題としてのごみ問題、これについて、私たちの行動変容がどこまでできるのかといったことにチャレンジしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 確かにISO取得には費用も労力もかかります。実際に取得したけれども、それをまた手放して、ただ、その考え方を引き継いでやっているというような企業、あるいは地方自治体もあるようですので、その考え方を取り入れるということが大事なのかと思います。

最後になりますが、観光一辺倒で来たこのまちの施策の結果が今だと思います。観光以外の産業が廃れて、子どもは地域に希望を持たずに都会へ出ていくばかりです。豊かな自然とは名ばかりで、目もくれず、大量生産、大量消費、エネルギー浪費に明け暮れた結果、山は荒れて、川は埋まり、海はごみだらけです。しかし、このコロナ禍で世界の価値観は大きく変わろうとしています。これはチャンスなのだと思います。世界が、人の密度や距離感、地方の豊かさや仕事と生活の在り方など見詰め直す今です。今このとき、この豊かな自然を守り、共生するんだという、こういうライフスタイルをしっかりと発信していくことは、冒頭の質問で言った、この選ばれる地域になるんだということにつながるのではないかと思います。これは結果、将来の観光にもつながり、そして自然を愛する心、これこそが市民のおもてなしの精神、これの醸成につながっていくと私は信じております。

ぜひ市にはこの50周年という1つの節目でもございます。ここをしっかりと意識して、この100周年、100年後に向かって、そういう考え方をしっかりと取り入れて、取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。何かあったらどうぞ。

○議長（橋本智洋君） ここで訂正が1つあります。

観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） すみません、先ほど中村議員の海水浴場の関係の再質問の中で、開設の可否を最終的にどこが決めるんだというような御質問に対しまして、最終的に夏期海岸対策協議会だというようにお答えした記憶があるんですけども、ガイドラインに応じて開設の可否を判断するのが夏期海岸対策協議会であって、あくまでも最終的に開設の

可否を決定するのは市長であるというようなことで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（中村 敦君） 終わります。

○議長（橋本智洋君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

ここで1時5分まで休憩といたします。13時5分まで休憩といたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時05分再開

○議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで環境対策課長より答弁があります。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 先ほど中村議員の一般質問のほうでございました海岸漂着物の関係について御報告いたします。

一昨年の令和元年の台風のごみにつきましては、漁港関係のものと、あと柿崎海岸等の漂着したものを福浦のところで分別をして、清掃センターにその一部が持ち込まれておりまして、合計で80トンほどを清掃センターで引き受けております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 次は、質問順位2番、1、ヤングケアラーの実態と支援について。

以上1件について、4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 4番、清新会の渡邊です。

議長の通告に従い、順次趣旨質問をさせていただきます。

皆様はヤングケアラーという言葉をご存じでしょうか。6月7日の伊豆新聞において、私の一般質問の括弧書きには、ヤングケアラーとは、障害者のある家族を介護する未成年者と記載されていましたが、この表現は1つに偏っているため、訂正いただくことを伊豆新聞の担当記者に伝え、了解していただきました。改めて、ヤングケアラーとは、家族にケアをする人がいるために家事や家族の世話をしている18歳未満の子どものことです。

私がこのヤングケアラーについて調べようとした訳は、毎日新聞紙上において、家族の世話は当然だと考えて、子どもの負担の重さに気づいてない大人が多いという記事を目にしたからです。

ヤングケアラーに対し、厚生労働省、文部科学省が令和3年3月17日に支援に関わる取組についてプロジェクトチームを立ち上げ、4月12日、実態に関わる調査研究の取りまとめ、支援に向けた主な論点、課題の整理などの報告。4月26日、当事者、支援者からのヒアリング、そして5月17日、取りまとめの報告がなされました。

家族の介護、世話をする子ども、ヤングケアラーをめぐる、政府は全国の教育現場に対し、昨年12月から今年1月にかけて、公立の中学校1,000校と全日制の高校350校を抽出して、その中の2年生にインターネットでアンケートを行い、合わせておよそ1万3,000人の生徒から回答を得ました。

ヤングケアラーの毎日新聞のアンケートの結果は、お配りした資料のこの1を御覧ください。中学校2年生の5.7%、約17人に1人、全日高校2年生の4.1%、これは約24人に1人が介護、世話をしている家族がいると回答し、誰にも相談できず孤立しがちな実態や、健康、学業への悪影響も裏づけられたとしました。

ケアをする対象の家族は、きょうだいと答えた人が中学2年生では61.8%、高2では44.3%。次に、父母が中学2年では23.5%、高2で29.6%。祖父母が中2では14.7%、高2、22.5%となっております。その理由は、きょうだいが幼いこと、父母は共働きや心身障害、祖父母は高齢や要介護状態などが多いとし、家族の世話をする頻度は、ほぼ毎日が中2では45.1%、高2では47.6%。週3から5日間で中2では17.9%、高2で16.9%。週1から2日が中・高とも大体10%台ということでした。

ケアの内容は、食事や掃除、洗濯などの家事、きょうだいの保育園などの送迎、障害や精神疾患のある家族のサポート、入浴・トイレの介助など、多岐にわたると言います。

家族のケアのため、できていないことについては、自分の時間が取れない、中2で20.1%、高2で16.6%。勉強の時間が取れない、中2、16%、高2、13%。友人と遊べないが中2、8.5%、高2、11.4%。睡眠が十分に取れないが、中2、8.5%、高2、11.1%。

この結果、精神的な問題、進路変更の影響も出たとあります。誰にも相談したことの無い生徒は60%を超え、公的な福祉窓口の利用は少なく、また、こうした生徒の存在を把握する上で必要な支援につなげられるよう福祉部門と学校の連携を強めていただきたいと思います。学校教育現場では、生徒の多くは家庭の困り事のサインを一切出さない。また、遅刻、授業中の居眠り、クラブ活動の早退など、気になる点は多少見えても、その要因が果たしてケアによるものかどうかは家庭の事情などもあり、本人に問うことは難しいと言います。生徒本人も自分から友達に相談することもほとんどなく、中にはケアすることが日常の当たり前と

考える生徒も多いと言います。

厚生労働省、文部科学省の共同プロジェクトチームは、この報告と同時に具体的な支援策として、1、自治体による独自の実態調査を推進。2、介護、福祉、医療、教育などの各分野の専門職に研修を実施。各機関連携の支援マニュアルを策定。3、SNSなどを活用した相談体制の整備。4、幼いきょうだいのケアを担う子どもがいる家庭への家事や子育て支援の制度を検討を挙げました。

中学校、高校側が、ヤングケアラーという言葉を知らない。言葉は聞いたことはあるが具体的には知らないは約40%を占め、逆に、学校として意識して対応はしているという回答は、中学で20.2%、高校は9.6%にとどまっている現状でございます。

このことを含め、2022年から2024年度をヤングケアラー認知向上の集中取組期間とし、現在20%に満たない中高校生の認知度を50%に上げることを発表しました。

改めて、なぜ今このヤングケアラーが問題になっているかといいますと、今は平均世帯人数は減り続け、2.4人となっています。高齢化や核家族化が進み、独り親の家庭や共働きの家庭も増えました。大人が家庭にかけられる時間が限られている中、ケアの負担のしわ寄せが子どもに来ることがあるので支援する必要が出てきたと言います。

介護保険や障害福祉の制度がありますが、ケアをされる側もする側も使えるサービスを十分に知らないケースもあります。

中2、高2に特記してきましたが、小学生のケアラーも多く存在します。支援策では小学生のケアラーもカバーできる内容ですが、若い年齢でも家族のケアを担っている子どもはいて、学業や友人関係に影響していますと言います。実態を把握し、影響が深刻になる前から早期に支援をする必要も認識すべきと指摘しています。

ヤングケアラーの問題と求められる支援について、実態が把握できなかった要因は2つあります。1つは、家庭内のことで見えにくい。子どもたちの多くは、幼い頃から家族の介護やケアをしているため、こうした生活が当たり前だと受け止めていることです。自分たちの生活を他の家庭と比較することができないため、本来、子どもが担うことではないと認識できず、苦しくてもSOSが出せない、高校生ぐらいになって初めて、当たり前ではないということに気づくケースが多いと言います。

2つ目は、SOSを出す相談先がない。学校は学業のこと、支援者は介護やケアの対象者、子どもたちの家族についての相談を受けることはできるが、ヤングケアラーという視点がないため、家族の介護やケアをする子どもの悩みまで積極的に相談に乗ったり、生活の実態に

踏み込んだりすることができなかったと言います。

ここでお尋ねします。

6月には政府の方針として、経済財政運営の指針「骨太の方針」に支援策を反映させる見通しとあり、今後様々な対応が必要となってくると思いますが、学校教育課、福祉事務所においてはヤングケアラーをどのように把握し、どのように支援されているかお伺いします。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本智洋君） では、当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私からはヤングケアラーの実態と支援の中の、学校、福祉事務所ではどのように把握して、どのように対応しているかという御質問に対して、現状について私からお話をさせていただきたいと思います。

障害や病気のある家庭、年下のきょうだいの介護や世話をしているヤングケアラーの問題は、近年、社会問題として浮上し、下田市の教育現場としても、今後実態把握と支援を進めていくべき課題として捉えております。

教育委員会としては、まずその実態を把握するための方策として、現在も行っておるわけですが、児童生徒の心の悩みや不登校、虐待を含め、家族の問題など、気になる子どもたちや家庭に対する必要な支援をしてまいります。この問題につきましては、当然、福祉事務所等との連携が不可欠ですので、把握したヤングケアラーについて、情報を福祉関係機関につなぎ、適切な支援を受けることができるよう努めてまいります。

具体的な内容につきましては、この後、学校教育課長より答弁を申し上げます。

私からは以上です。

○議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、具体的な取組につきまして御説明をさせていただきます。

学校現場には、県から福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが配置され、本市の場合、1名のスクールソーシャルワーカーが年間を通じて市内全小中学校を訪問、支援しております。障害や病気のある家族の介護や世話といった問題は、児童生徒が抱え込み、1人で悩んでいる可能性もあることから、まずは教職員に対してヤングケアラーの問題についての確な理解を進めるとともに、今後、ヤングケアラーに焦点を当てたアンケートの実施、児童生徒自身が悩んだり困ったりするときの相談体制整備など、取組を進めていきたいと

考えております。

私からは以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所から、ヤングケアラーの把握と支援について答弁させていただきます。

下田市福祉事務所においても、ヤングケアラーという問題について今後取り組むこととし、教育委員会や福祉サービス機関や民生委員児童委員などと情報交換を通じて現状把握に努めるとともに、その情報を基に必要な支援に結びつけるということをしていきたいと思っています。

また、ヤングケアラーという言葉の認知度を上げていくための情報発信についても、福祉、介護、学校部局等で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 御回答、ありがとうございました。

教育長の答弁の中に、ヤングケアラーの問題を教育委員会としても今後実態把握の支援を進めていくべきと捉えていただき、誠にありがとうございます。

福祉事務所においてもヤングケアラーの現状の把握、また言葉の認知度を上げていくため、障害、福祉、介護、学校部局などと一緒に検討していきたいという答弁をいただきました。ありがとうございます。

そこで、学校教育課の回答について3つほど再質問をさせていただきます。

1、児童生徒の心の悩みや不登校に対するなど、気になる子どもや家庭を丁寧に把握し、支援するよう努めていきたいとの回答をいただきましたが、支援者はヤングケアラーと認識しての対応であるのか、お伺いします。

また、県よりスクールソーシャルワーカーが下田に1名配置されて、年間を通じて、市内全小中学校を訪問、支援をしていると御答弁をいただきましたが、その中には様々な問題がある中、果たしてヤングケアラー問題まで注意が行き届いているのか疑問です。やはり生徒に一番近い立場の先生方にヤングケアラーについて改めて周知をしていただき、より一層、注意して接していただけるようお願いしたいと思います。

2番目の質問は、ヤングケアラーに焦点を当てたアンケートの内容ですが、ヤングケアラーの中には、自分がその立場にあることを意識できていない生徒が多数いることから、裏づ

けるためにどのような内容、または方法で実施するのか、お伺いします。

3、先日、松木市長が市内へ実施した意見箱ですか、そういうものは市民から受けるために設置したという情報が来ましたが、様々な悩みを投稿していただき、各学校にもそれを配置して、回答も速やかに出していただければ生徒にとって参考になると思いますがいかがでしょうか。この3点をお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず現在、ヤングケアラーとしての認識、把握しての支援という部分でございますが、現状ではヤングケアラーという視点を持った把握、支援は十分にできていないというふうに考えております。このため、学校の教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて、児童生徒や保護者と接することで家庭における子どもの状況に気づいて、関係機関と情報を共有する等の取組が早期発見、把握につながるというふうに考えております。このことから、まずヤングケアラーの概念等について教職員の理解の促進に努めていきたいというふうに考えております。

それから、2番目のアンケートの内容と実施方法についてでございます。現時点でアンケートの具体的な内容や実施方法についてはまだ決まっておりません。今後、全国の実態調査で用いられた調査票や他市の調査項目などを参考に、子どもたちが分かりやすく回答しやすい調査方法を検討していきたいというふうに考えております。

それから、意見箱についての御提案でございます。学校では定期的を実施しております学校生活アンケートの中に、悩みや困っていることを記入していただく欄を設けて把握に努めております。議員御提案いただいた意見箱を設置することも、児童生徒の悩み事を把握するための方法の1つとして考えられます。児童生徒の不安な思いや悩みを適切に把握して支援につなげていけるよう、学校と連携して相談体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 様々な御答弁をありがとうございました。

ただ、このヤングケアラーの認識というのは大変難しく、両親共働き、独り親や単身赴任のため子どもに負担がかかる。また、障害を持った母親が自分が原因で子どもに負担をか

けている。そういうことが心苦しく思っている。いろいろ理解しているが、子どもに頼るしかない。そういう、こういうことが原因でヤングケアラーと言われることが親にとっても子どもにとっても決して喜ばしいこととは思いません。非常に難しい問題ですが、ヤングケアラーと子どもが認識するとき、助けてほしいと思ったことについては、先ほどの資料の裏側のところにナンバーとして表が載ってますので、それを御覧ください。この形の裏側ですね、この格好になりますけど。

ヤングケアラーとして家族に明確な障害や持病、疾病がなくても、きょうだいのケアで大きな負担を感じてる子どももいます。専門家の意見を踏まえ、政府は支援策を考えていく方針ですが、先ほど佐々木教育長、学校教育課長、福祉事務所長の答弁もあったように、教育委員会、福祉事務所をはじめ、庁内関係部署が協力していただき、少しでも子どもの負担が軽減するようお願いして、一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（橋本智洋君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。

引き続き、質問順位3番、1、南伊豆地域広域ごみ処理事業について。2、コロナ禍での海水浴場の運営について。3、公益財団法人下田市振興公社の活性化と消費税の節税について。4、市内分譲地の管理と行政指導について。

以上4件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

ただいま議長より趣旨質問の紹介をいただいた順に質問をさせていただきたいと思えます。まず、南伊豆地域広域ごみ処理事業についてでございますが、この件につきましては、ぜひとも市長に見直しをしていただきたいと、こういう観点から質問をさせていただきたいと思うものでございます。

南伊豆地域広域ごみ処理事業は、平成25年頃から、民間でできるものは民間でやらせるとい、いわゆる民営化路線の下、進められてまいりました。そして、国の環境省や県の指導はどのようなもので、当地に当てはめることの妥当性について、まずお尋ねをしたいと思うわけであります。

持続可能な処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集団化という環境省からの通知が出ておりますが、この目的は、持続可能であること、脱炭素の社会をつくること、気候変動対策をするんだと、エネルギーを有効利用するんだと、バイオマス利用をする

んだと、こういう5項目にわたります課題が書いてございますが、これらの課題に照らしましても、どれ1つにも該当はしないという状態になった計画ではないかと思うわけでございます。ぜひともそうでなければ、そうでないんだという御説明をいただきたいと思います。

2点目は、下田市は平成30年6月、国、県が進めてまいりました、また南伊豆町が提案しましたPFI方式、行政上のチェックができないなどとして不参加の決定をいたしたわけがあります。しかし、焼却場の場所は重要な課題でございます。そこで南伊豆町清掃センター、いわゆる湊地区が建設地として候補になっていたわけでございます。これがどのようにして今日、下田市清掃センターに決定がされてまいったのか。また、十分なる住民説明が必要であると思いますが、これらのことが今後どのように住民説明をしていく計画になっているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

3点目といたしまして、ごみ処理基本構想再策定については、循環型社会形成推進地域計画に基づき、ごみの資源化や拡大生産者責任を問う必要があると思います。どのような仕様書に基づき、どこに発注したのかお尋ねいたします。

また、分別、資源化の推進についてどのようにお考えでしょうか。市長は日本一の環境をこの下田で守り、日本一のごみ処理の体制をつくるんだと、こう言っている、この目標と、今やろうとしております1市3町の焼却場を敷根に造ろうというこの計画とはどうつながるのか、全く矛盾してるそのものであると私は理解をするものでございます。1市3町を1つにした循環型社会形成推進地域計画は、一般社団法人日本環境衛生センターに委託すればできるようなものなんでしょうか。単に循環型社会形成交付金を得るためにこの計画をつくれということになっているので、つくるといふことで進めているんでしょうか。

4点目といたしまして、ごみ処理の流れは、まず生産消費があり、その結果、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分と図示されてまいっているかと思いますが。どうして最終処分場の確保について計画しないのか。トイレのない家を建てようという計画となっているかと思うわけであります。静岡県内で最終処分場を持っていない自治体は、下田、南伊豆町、松崎町などがございます。

5点目としまして、一般財団法人日本環境衛生センターとはどういう組織なのか。どんな調査をされてきたのか、市長は御承知なんでしょうか。南伊豆地域における広域ごみ処理実現可能性検討用資料、令和2年3月により、首長は、この資料によって焼却方式を決定したのではないかと思うわけであります。そのページの1ページには目的、2として検討方法、3ページは調査の結果、概要が書いてあるわけであります。ストーカ炉で1日150トン以下

の炉を手がけているDBO事業者13社にアンケート調査をした結果、5社から回答を得たと、これをまとめた資料だとしているわけであります。この日本環境衛生センターには35の焼却の炉を造る会社が加盟をしている団体であります。その団体のうちの13社に声をかけたと、5社が数字を回答してくれましたよと、こう言っているわけであります。これでは焼却炉方式ありきの一方的な結論を導き出すために、この一般財団法人日本環境衛生センターに発注をしたと言っても過言ではないのではないかと思うわけであります。トンネルコンポスト方式が当地にふさわしくないといたしましても、ほかにもバイオ処理方式というのは幾らもあるわけであります。

そして、下田市の一般廃棄物処理基本計画、平成30年8月に策定し、配付をされております第2章、ごみ処理基本計画、この23ページには、2000年以降、3Rの推進をするんだと定めているわけであります。この下田市のごみ処理の基本計画と、今、1市3町で出しております計画、焼却炉を造るという広域ごみ処理計画とはどのような関係にあるんだと、これも相矛盾してるのではないかと思うわけであります。まず最初に3Rの計画が、ごみの省資源化、再利用、資源化という計画がまずなければならないと思うわけであります。あるのは焼却炉を造るという計画でしかないという、とんでもない計画となっていようかと思うわけであります。

現状を見てみますと、広域ごみ処理計画は、まず下田市と南伊豆町、松崎町と西伊豆町の枠組みで進めてまいりますことが地域的にも、また、し尿や斎場の、この広域化の現状から考えましても、そういう枠組みを考えるということが妥当ではないかと思うわけであります。逗子市・葉山町ごみ処理の共同検討チームのように、当地域の検討チームを職員と市民有志、有識者で設置し、具体的な現実的な方針を実行すべきであろうと思うわけであります。

お手元に、皆さんのところに各市が保有する焼却施設の概要という資料を配らせていただいております。まさにこれを見ていただければ、焼却炉は30年6か月もつと、これが平均だと言われております。松崎、西伊豆町も二十二、三年しかまだ使っていない。今、使い勝手の一番いいときだと、こういう具合に言えようかと思えます。まさに使える施設を廃止してまで広域新炉を建設する必要が果たしてあるのか。ごみを少量化、資源化し、今ある焼却施設を使い切る1市3町の協力が求められているのではないかと思うわけでございます。

そして皆さん、これは業者に頼めばできるようなものでないことは明らかではないかと思えます。市が出しております、清掃事務所で出しておりますこういう資料もお手元についていようかと思えます。ごみ処理の分け方、出し方、いわゆる燃えるごみというのが一括して

焼却されているわけであります。年間9,000トンだと。このごみを下のリサイクルの分別ごみにどう繰り入れていくかということが、分別し、資源化していく、こういう作業になるわけであります。この作業を一般財団法人日本環境衛生センターに頼めばできるんだというような理解がどこから出てくるのか。自分たちが集めているこのごみをどう区分し、処理していったらいいかということは、これに携わっている職員や市民がみんなで作り上げてこそ初めて実現可能な計画となってまいろうかと思うわけであります。

……これらの議会の要請に全く相反するような施策を進めているのではないかと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

次に、コロナ禍での海水浴場の運営についてをお尋ねいたします。中村議員からの御質問もございましたので、一部割愛するところもあろうかと思いますが。

6月4日開催のこの意見交換会におきまして、市長は平成10年以来、懸案事項であります白浜大浜海水浴場の違法業者にパトロールを強化し、下田市の海水浴場条例の罰則適用を前提に指示書を発出すると発表されております。この決意に心から敬意を表したいと、こう思うものでございます。そこで、条例違反を繰り返す事業者に対し、警察署と協議をして海水浴場開設前に違反営業しないよう要請いたしますとされておりますが、具体的にはどのようなことがイメージされるといいますか、想定されるのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、下田市海水浴場に関する条例第6条、禁止行為、浜地内でパラソル、ベッド、飲食物、その他の物品を販売し、もしくは賃貸をし、または保管することをしてはいけないと。これらのことを第2項、勧誘することも駄目ですと、勧めることも駄目だと。第7条、中止の指示は、これらのことをやっていますと第7条で中止の指示をするということになるわけですが、どのようにこの中止の指示を具体化していくのか、お尋ねをしたいと思います。また、指示をしたにもかかわらず従わないということになれば、第9条、罰則、第6条の第1項、あるいは第7条の第1項の指示に従わなかった者は30万円以下の罰金に処すると、行政刑罰を科すということでございます。まさに手続は刑事訴訟法によります告発をして、検察が起訴をするということの手順になっていこうかと思うわけですが、これらの手順について、担当者の決意をお聞かせいただきたいと思うものでございます。

3点目としまして、白浜大浜問題協議会が地元原田区において発足されたそうですが、白浜大浜海水浴場の管理体制を担う夏期海岸対策協議会原田支部の組織運営についてどのよう

に確立をしていくお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。といいますのは、原田区の新たな区長さんが夏期対に関わらないという発言をされているということを知っているからであります。平成12年から18年までの7年間、白浜観光協会が担当したことがございます。原田、長田、板戸を統一1区としての支部をつくるというような方向も検討する必要があるのではないかと思います。

4点目としまして、違法業者への対応は、監視パトロール隊が効果があるわけですが、警察の協力とともに、市としても専任の職員を雇用し、指導を受ける必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。事務を執っている職員に、このパトロールまでするというのは、やはり妥当ではないんじゃないかと、専門の職員を、そしてまた、その専門の職員によって職員が訓練されると、訓練を受けると、こういう仕組みも必要ではないかと思うわけでありまして。

5点目としまして、吉佐美舞磯浜海岸空地におきます市道下条線の違法占用の是正を求めたいと思います。浜への通行を禁止したり、浜地を不法占拠し、庭のように使い、さらにヘリコプターの着陸等が行われていようかと思いますが、市はどのように認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。お手元に白黒ですが、こういう資料を配付させていただきました。この下側の看板に、BY-THE-SEA宿泊以外の立入りは不法侵入として下田警察署に通報いたしますと、ここを通過はいけないと、こういう不法な看板を出しているというのが実態かと思うわけでありまして。今年始まったことではなく、これも長い間の解決懸案事項となっていようかと思うものでございます。

本年の海水浴場開設に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、こういうものは恐らく策定をすると、先ほど答弁をいただいていると思いますが、現時点での内容が確定しているものであれば、その内容について開示を明らかにしていただきたいと思っております。

特に昨年の夏期対、吉佐美支部は、ライフセーバー等の配置ができず、8月の初旬からだったかと思いますが、安全対策が整わないとして海水浴場を閉鎖をするということになったかと思っております。しかし実態の海水浴客、来遊客は吉佐美の浜にも海水浴、3つの浜にもお越しにいただいているわけですので、本年の安全対策や監視体制がどのようにされているのか、中村さんの質問もございましたが、再度答弁以外の点での御指摘があれば、いただきたいと思っております。

次に、公益財団法人下田市振興公社の活性化と消費税の節税についてをお尋ねをいたしま

す。

コロナ禍の中で、下田市振興公社に関わります文化・スポーツ活動は中止せざるを得ないと、会場が使えないと、こういう状態が続いてまいってまいっているかと思えます。こういう状態の中でも、その活動をどのように向上させていくのか、手だてや取組があれば教えていただきたいと思うものでございます。

次に、消費税節税に関します総務省へのお問合せの結果をお知らせをいただきたいと思えます。

3点目としまして、副市長、当局見解の指定管理制度の解釈でございますが、指定管理料の算定に当たって、人件費を含め、全ての経費は補助金にすることは適切ではない、3月議会での副市長の答弁は、私は誤りである、こう考えているものでございます。ぜひ改めていただきたい。下田市社会福祉協議会に人件費補助が行われております。下田市福祉会館が指定管理されているわけでありまして。人件費補助をした、受けた人の監督下で指定管理した事業が進められてまいっているわけでありまして。令和3年度予算では6名の職員の補助金、2,403万1,000円が予算上措置されております。令和元年度以前のこの社会福祉協議会への管理料は、人件費は含まれておりません。物件費のみで指定管理料とされています。また、駒ヶ根市や豊田市で人件費補助が行われておりますことは明らかにしてまいっておりますので、ぜひとも資料をもって御確認をいただきたいと思うわけでありまして。

4点目としまして、副市長がおっしゃるように、指定管理事業は人件費補助はできないという見解に立ったといたしましても、消費税の節税は私はできると思えるものであります。それは指定管理料に含んではいけないもの、そういうものまで今日含めているからであります。例えば地方自治法第232条の2で、下田市は公益上必要のある場合は、寄附または補助することが自治法の定めによってできるわけでありまして。公社の独自事業であります国際交流事業には、令和2年度の人件費も含めて、人件費は385万円ほどの補助金が支出されております。公社の理事や評議員及びその会議のための費用は、指定管理料に含めていいものではないと思えます。なぜなら公社の従業員ではございません。公社の組織員で従業員ではないわけでありまして。下田市社会福祉協議会のように人件費補助すべき対象であると思えます。また、スポーツや文化の向上に至ります職員は、指定管理業務というより、公社設立の目的であります本来の独自事業に関わる人材であり、その人々を補助するということは妥当なことで、むしろ補助しないで指定管理料に含めるほうが妥当ではないと、こう思うわけでありまして。ぜひとも御検討いただきたいと思えます。

次に、市内分譲地の管理と行政指導についてをお尋ねいたします。

昭和50年代からこの62年の総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法でございますが、下田市内におきますゴルフ場の開発、あるいは分譲地の開発等々が進められてまいってきております。下田市としましても土地利用指導要綱等、安全や環境の保全について指導をしてきたところでございます。

しかし今日、三十数年が経過しております市内分譲地が安全かどうか、どのようにその安全が図られているのか、点検をすべき時期に来ているのではないかと思うわけであります。例えば大沢の分譲地は現在100軒からの住宅が建てられ、約半数近くが定住をしている人たちと思われまます。水道は簡易水道で市の水道は使っておりません。消火栓3か所の管理や防火用水など、火災の備えはどうなっているのか、どう指導されているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。また、山地でございますので、土砂災害対策や分譲地内の道路の維持管理はどのようにされているのか。また、そこに住む人たちは、市民としての回覧板や広報等の行政サービスがどのように確保されているのか。また、選挙のときにこの分譲地に行きますと、選挙カーの乗り入れ禁止が言い渡されるわけでございますが、このような行為は選挙法に違反してゐるのではないかとも思われまます。どのような見解なのか、お尋ねをしたいと。

また、分譲業者が倒産し、道路敷が債権者の所有となり、在住者の道路使用料を請求するというようなトラブルが発生をしまっているのではないかと思うわけでありまます。市民が安全・安心して住むことができるような、暮らせるような分譲地内の自治運営の在り方、そのための要綱、あるいは条例制定による指導等が必要な時期になっていようかと思うわけでございますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたしまして、趣旨質問を終わります。

○議長（橋本智洋君） 当局の答弁を求めまます。

副市長。

○副市長（曾根英明君） 私からは、振興公社の活性化と消費税の節税について御答弁申し上げます。

指定管理者制度につきましては、これまでも御答弁申し上げてるとおり、指定管理者が自治体から公の施設の管理運営業務を受託するものであり、指定管理料は当該施設の管理運営業務経費となります。管理運営するための経費としては、人件費、事業費、設備等の管理費及び一般管理費の4つで構成されるため、当然に人件費は指定管理料に含まれるものとなります。

なお、本件につきましては、以前に県の市町行財政相談窓口に問い合わせた結果、明確な回答を受けているものであり、国への問合せにつきましても、基本的には県を通じて行っていることから、これ以上の問合せは難しいと判断しているところでございます。

その他につきましては、担当課長より御答弁申し上げます。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から沢登議員の南伊豆地域広域ごみ処理事業について、6点ほど御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

初めに、広域ごみ処理事業についての国、県の指導並びに東伊豆町及び河津町への呼びかけ等の対応についての御質問です。

国は平成30年度末にごみ処理の広域化、施設の集約化に関する通知を発出し、人口減少等の将来変化を踏まえた上で、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、都道府県に広域化・集約化計画を策定するよう求めております。静岡県においても、今年度末をめどに静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランの策定が進められており、県内市町と連携して広域化、集約化の検討が行われております。下田市は賀茂ブロックにおける検討会に参加しておりますが、賀茂ブロックの状況としては、東伊豆町と河津町の2町及び南伊豆地域1市3町による現在の枠組みで検討が進められております。

東伊豆町及び河津町への呼びかけについては、平成30年度、下田市に事務局が移った後に聞き取りを行っておりますが、施設の長寿命化を実施したこともあり、さらに次を見据えた協議が必要という意見はあったものの、現在進めている協議には不参加であると、そのような意向が示されております。

続きまして2点目の、下田市の敷根の現在地、下田市清掃センター建設地とした経過についての御質問にお答えします。

広域ごみ処理施設の位置については、規模、事業手法などとともに協議継続事項となっております。平成30年に南伊豆町の提案は、事務手法や事業手法をめぐる意見の相違により、下田市が不参加とし、その後、白紙となりました。同年7月に下田市環境審議会より老朽化が懸念されるごみ処理施設の更新に当たっては、将来の人口減社会の到来を見据え、引き続き広域化を視野に検討を進められるよう要望すると、そのような答申を受けました。下田市が事務局となり、広域化に向け、後に西伊豆町を加えた1市3町という枠組みで検討を継続することとなったわけです。現在の敷根の清掃センター用地は、既に都市計画に定められているとともに、交通アクセスや他の都市計画との整合性、さらに環境面など各種の要件が整

っているため、基本的な候補地として地元説明や環境アセスメント等、適切なプロセスの中で協議、検討を進めてまいります。

続きまして3点目、ごみ処理基本構想について、どのような仕様にに基づき発注したのか、分別推進についてどのようにお考えか。地域計画が日環センターに委託すればできるというものなのかについてお答えします。

広域ごみ処理基本構想は、策定の趣旨、経緯等、地域特性、1市3町のごみ処理の現状と課題、ごみ処理技術の動向、国、県、先進自治体の動向、広域化の基本方針、施設の整備方針の7項目を踏まえて作成することとし、一般財団法人日本環境衛生センターに委託しております。分別、資源化の推進についての考え方ですが、将来のごみ量を予測し、発生の抑制やリサイクルの推進につなげていくことを広域化の基本方針と考えておりまして、さらなる減量化、資源化に向けて1市3町で検討を進めてまいります。

循環型社会形成推進地域計画は、1市3町で共同して策定するものであります。情報の分析や予測、施設整備方針で検討する設備構成など、専門的な知見を有する同法人に委託しております。

続きまして4点目、最終処分場の確保についての御質問ですけれども、こちらについては基本構想において、最終処分の在り方についても検討してまいりたいと思っています。

続きまして5点目、一般財団法人日本環境衛生センターとはどういう組織ですかということと、焼却場ありきの一方的結論ではないか、それから3Rの推進について、一般廃棄物処理基本計画と広域ごみ処理の関係についての御質問でございます。

一般財団法人日本環境衛生センターは、1954年に創設された環境保全、廃棄物処理、環境生物の防除、国際協力など、幅広い環境問題に専門性を有し、総合的に取り組んでいる法人で、47都道府県の特別会員や市町村、一部事務組合、関連企業等の正会員及び賛助会員で構成される公益的な団体です。可能性検討用資料は、1市3町がごみ処理施設を広域で整備した場合と単独で整備した場合の建設費、運営費などの比較検討を行うために作成したものです。その際、トンネルコンポスト方式についても検討をいたしました。導入に向けて解決できない課題があり、焼却方式を採用することとなり、そうした検討の内容について1市3町でも合意を得たところです。

3Rとは、ごみを減らすための行動であります。リデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取ったものでありまして、これにリフューズを加えて4Rといった形でも用いられます。広域ごみ処理事業は、ごみの排出抑制や資源化、再利用の推進により循環型社会の実現

を目指すことや、広域を視野に入れた処理施設の整備等、一般廃棄物処理計画の基本方針を踏まえて事業を進めております。

続きまして6点目、広域ごみ処理は下田市と南伊豆町、松崎町、西伊豆町の枠組みで、逗子市・葉山町ごみ処理の共同研究チームのように検討チームを設置すべきということについての御質問がありました。こちらについては、今後建て替えや長寿命化が求められる中で、コスト削減などの広域化のメリットを生かし、1市3町による広域ごみ処理事業を進めているところでございます。この事業を進めるに当たっては、逗子市、葉山町と同様、1市3町による担当者会議を組織しております。市民意見の聞き取りや反映についても今後検討をしてまいります。

私からは以上です。

○議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、海水浴場の関係についてお答えしたいと思います。

まず1点目の、先日の意見交換会での回答書にあります事前の要請に関してですけれども、事業者に関しましては、営業に当たりまして海水浴場の開設前に開店準備をするために下田入りすることが想定されるということになるかと思っておりますので、警察官に同行をお願いして、訪問して、責任者に対し、要請書を手渡しするといったようなことを考えております。

次に、違法営業者に対する対策についてでございます。条例の第6条に基づきまして、これまでパトロールですとか禁止行為に対する注意、また、チラシによる警告、海岸周辺の各店舗への浜地内での営業行為禁止を周知するチラシの配布、海水浴客に対する無許可事業者を利用しないよう注意喚起の看板の設置、さらに放送における注意の促しにより未然の防止に取り組んでまいりました。今年は例年以上のパトロール強化を行い、条例に反する行為を行う者につきましては、条例第7条に基づき罰則の適用を前提といたしました指示書の発出をしてまいります。課題解決に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、夏期海岸対策協議会原田支部の関係でございますけれども、原田区に限らず、各地区におきまして人員等の体制面、また経費等の財政面で組織の維持が困難になってきているというような声は届いておりまして、難しい局面を迎えておりますので、今後、持続可能な形を模索してまいりたいと考えております。

また、原田支部の今年度の運営につきましては、海水浴場の開設に向けて、現在、関係各所と調整を進めているといったところでございます。

御提案の白浜3区を統合した支部による運営につきましては、こうした今年のような課題を解決する方策となり得るかもしれませんので、今後、各支部の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、パトロールの関係でございますけれども、海水浴場の健全化に向けた検討の中で、議員御提案の専門的人材によります取締りも効果的な方法として検討し、他地域で経験のある民間警備会社とも協議をしてまいりました。一方で、専門的知識や経験が豊富な警察官OBの任用につきましても検討しているところでございますが、今のところ人材確保がなかなか難しいといった状況にあります。

今夏におきましては、浜地内外におけます様々な課題解決に向けまして庁内横断的なプロジェクトを設置し、警察署の協力も得ながら、関係職員等によりまして例年以上に強化した取組を進めてまいりますので、その成果の検証とも合わせ、導入に向けた検討を継続してまいります。

次に、ガイドラインの関係でございます。先ほどの中村議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、昨年の混乱の反省を踏まえ、国や県の警戒レベルと、その際の開設可否判断に加え、期間中の状況変化にも柔軟に対応できるよう、ガイドラインについては現在、ライフセービング協会ですとか、保健所と詳細を詰めているといったところでございます。その上で海水浴場対策審議会におきまして、各専門機関からも御指摘をいただき、ガイドラインの精度を高めることで海水浴場に訪れるお客様のみならず、市民の皆様の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、ライフセーバーによる監視体制の関係でございます。ライフセーバーの確保につきましては、協会との協議を重ねまして、各海水浴場への必要人員の精査、また配置人員等の協議がほぼ調っております。なお、海水浴場の安全確保に向けましたガイドラインにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、特に昨年度の反省を踏まえながらライフセービング協会とも協議を進めているところでございまして、安定した監視体制の確立に向け、対策を進めております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 建設課長。

○建設課長（高野茂章君） 私のほうからは、舞磯海岸の海岸空地及び市道下条線の占用の是正を市はどのように認識しておるかということでございますが、舞磯海岸の市道下条線の通行と海岸空地の違反占用問題については、海岸管理者の県と協議を現在も行っており、問題

解決に向け、今後も連携してまいります。

続きまして、分譲地の管理についてでなんですけど、土砂災害対策や道路の維持管理についてでございますが、分譲地内の道路の管理は、市道部分については通常の維持管理を行いますが、その他の道路につきましては個人の財産に当たるため、市として負担することが適当でなく、全て分譲地の自治会により管理されてるところでございます。

土砂災害対策につきましては、自治会等からの要望等、状況に応じ、県と協議を行い、採択基準等を鑑みて対策事業の実施を判断することとしております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、公益財団法人下田市振興公社の活性化と消費税の節税についての、まず1番目の、コロナ禍の中で下田市振興公社に係る文化・スポーツ活動をどのように向上させていくのかというところに対して回答をさせていただきます。

コロナ禍における振興公社に係る文化・スポーツ活動についてですが、現在、各施設の利用については、大半の方が市内の方が利用しており、利用条件を厳守していただきながら、以前のようにおおむね活動していただいております。県外からの利用者については、利用制限の条件に基づき利用していただいております。

コロナ禍においても振興公社における文化・スポーツ活動を向上させるためには、振興公社の自主事業や市主催の各種文化・スポーツ事業などをできる限り開催し、活動する機会を増やすことが重要だと考えております。県外からのスポーツ交流事業などは自粛しているため、国、県の動向を踏まえて事業を再開していきたいと考えております。

今回、中止になった黒船祭の代替事業として振興公社に協力していただき、出演予定だった文化活動団体に声をかけ、関係者だけの入場制限の下、練習成果の発表の機会を設けさせていただく予定です。コロナ禍の中でもコロナ対策を徹底し、スポーツ文化団体の活動が向上できるように今後も振興公社と協力しながら事業を実施してまいります。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） 私のほうからは、振興公社の指定管理料と人件費の関係につきまして答弁させていただきます。

振興公社全体の人事管理や予算管理を行う事務局長や本部事務員の人件費に加えまして、理事や評議員に係る経費につきましても法人管理分として施設ごとに案分して指定管理料の

ほうに計上させていただいております。

また、ただいま生涯学習課長も申し上げましたとおり、スポーツ文化事業に関するところ
でございますけれども、そちらも指定管理者の必須事業、または自主事業として行うこと
としております。その上で、補助事業ではなく、指定管理業務としているのは自助努力とい
うこともございまして、振興公社としてより多くの収益を得られる事業を行うことができると
いうふうに考えているためでございます。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

○防災安全課長（平井孝一君） 先ほどは失礼いたしました。

私のほうからは分譲地内の防火・防災関係についてお答えいたします。

まず、分譲地内の消火栓、防火用水の管理についてでございます。分譲地内の消火栓等の
消防水利につきましては、造成時に土地利用指導要綱に個別基準として示されている下田地
区消防組合の消防水利設置基準に基づき設置され、施設の消防水利として設置者などが維持
管理している場合がございます。なお、施設の消防水利についても、地元の消防団が分譲地
管理者の了解を得て、立会いの下、点検や水出しを実施しているケースもございます。

議員が御指摘の大沢地区の分譲地の消火栓につきましては施設消火栓と考えられておりま
すが、地元消防団は敷地内立入許可を得て、冬場に夜警パトロールを実施し、火災発災時に
使用する水利箇所の指示も受けております。災害発生時には、当該分譲地の水利や火災の状
況によっては近隣の河川水利等を利用した消火活動に努めてまいります。

また、市内ほかの分譲地に関しましても、分譲地内のルールや住民の事情も様々ですので、
分譲地管理者、地元区長、消防団、下田消防署等と協議しながら、消火活動に支障がないよ
う対応してまいります。

続きまして、土砂災害についてでございます。土砂災害等の防災上の指導につきましては、
分譲地に限らず、災害土砂等の危険箇所について、土砂災害洪水ハザードマップ等を広報に
合わせ配付したほか、ホームページへの掲載、窓口配付や防災講座などで周知し、大雨等
により危険な状態が予想される場合は、避難情報を発令し、危険な場所から早めに避難するよ
うお願いしております。

なお、今後も土砂災害に対する備えや避難に関する情報等について県とも連携し、広報し
もだや回覧等を通じて周知してまいります。

私からは以上です。

○議長（橋本智洋君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 私のほうからは、回覧板の関係と条例等の制定の関係についてお答えさせていただきます。

市内分譲地の回覧板や広報等の配付方法につきましては分譲地ごとに異なり、自治会独自で行ってる場合と各行政区の一部として行ってる場合があります、自治会の意向により対応しております。自治会単独で行ってる場合には、毎月の発行日に合わせまして、自治会の方に市役所のほうへ直接取りに来ていただきまして配付する方法を取っております。回覧物や広報等は行政情報のお知らせのために重要な媒体と考えておりますので、引き続き自治会と調整、連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、条例等の制定の関係でございますが、市内の分譲地は開発の経緯、居住の状況、現状の管理体制等、一様ではなく、基本的に各分譲地による自治組織が管理し、運営することが原則であると考えております。このため、一律に条例等の制定をすることは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 私のほうからは、分譲地内の選挙活動について、立入禁止にすることは法違反ではないかという件についてお答えさせていただきます。

私有地に立ち入って選挙活動する場合には、私有地を管理、所有する者の許可が必要であるという認識しております。ですので、そこについては必要であろうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（橋本智洋君） ここで質問者にお尋ねいたします。休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○13番（沢登英信君） はい、結構です。

○議長（橋本智洋君） 14時25分まで休憩します、10分、2時25分まで休憩します。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

○議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。質問者。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 一問一答で進めさせていただきたいと思います。

○議長（橋本智洋君） 認めます。

○13番（沢登英信君） まず、南伊豆地域広域ごみ処理事業についてでございますが、市長に答弁を求めたところ、課長から御答弁いただいたわけでありますけど。

○議長（橋本智洋君） すみません、マイクを近づけてください。

○13番（沢登英信君） 県内の市町村の検討会議、賀茂ブロックの中で県からの指導があったと。東河と、河津と東伊豆は既に広域でやってるんだよと判断だと。残りの1市3町で広域でやんなさいよと、県の指導があったから、これが出発点だと、こういう答弁であったと思うわけであります。そして、南伊豆町が焼却場を湊に造るというのは、もうはなから御破算にして、下田が事務局になったときには、その話はもう、はなから出さずに、下田がここでどうかと、こういう提案をしたと、こういう経緯と理解をいたしました。こんな経緯でよろしいのかと。1市3町のこの計画が、まさに市民のための計画ではなくて上から押しつけられてきた計画だと、発端そのものが。そういうことを課長が答弁をしてくると私は理解をするわけでありますが、市長はどのように理解をするのかと。1点目であります。

次に、広域ごみ処理基本構想策定業務委託仕様書、これを頂きました。これは一般財団法人日本環境衛生センターに委託をした仕様書であります。この目的に何と書いてあるか。本業務は下田、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町からなる南伊豆地域における一般廃棄物処理について、下田市内にごみ処理施設を建設するものと想定した場合の広域ごみ処理の実現可能性についての検討結果（方向性）に基づく広域ごみ処理基本構想の作成を目的とすると、こう明確に書いてあるわけです。ここに書いてありますのは、平成2年3月に、同じ一般財団法人日本環境衛生センターが出されました答弁書があります。その一部が、首長会議の中に資料として3枚ほど提出されてる経緯になってると思います。しかしこの資料には、ごみの資源化や分別や等々の一言も入っておりません。1市3町で焼却炉を造るんだという計画しか入ってないわけであります。市長が言うところの日本一の環境都市下田をつくっていくんだと、持続可能な1市3町のまちづくりにするんだと、こういう理想や夢は一言も入っていない。これに基づいてこの仕様書が作られ、今、8月いっぱいぐらいで計画書を頂こうという形になっているわけであります。まさに、この計画ははなから見直していただかなければならない計画だと。

しかも皆さん、この財団法人は、業者が35社も入ってる団体です。そしてこのやり方は、

先ほど言いましたように、13社申し込んだら5社が言ってきたと。物を造るのに、建設業者に幾らでできるかをはなから聞いて、その数字を基にして、その事業をするんだと。建設もその業者にやってもらう、でき上がったものもその業者に運営管理していただくんだと、こんなことがはなから決まっている計画がどれほど計画と言えない癒着したものかということ、まずもって指摘しなければならないと私は思うわけであります。市長の理想と全く、大崎町ともかけ離れている計画であると思いますが、市長の見解はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） それでは、まず最初に、広域的な枠組みについての御質問。それから2番目が、ごみ処理方式の選定についてのみの検討であったのではないかと、具体的な内容がないじゃないかという御意見。そして、最後が市長としての考えと、このように捉えております。

まず最初ですが、先ほど環境対策課長が答弁申し上げましたとおり、広域化に向けた枠組みにつきましては、賀茂全体でやるのがもちろん望ましいと思います。ところが、東伊豆と河津については既に先行的に動いていて、残念ながらスケジュール的に合わなかったと。一方で、残る1市3町、全ての枠組みでやれないかということで、これまで検討してきたということでございます。

広域化のメリットについては、さきの中村議員への答弁のとおりでございますので、あえてここでは申し上げます。

2点目、ごみ処理方式については、最初の検討の入り口として、処理方式を新技術導入したトンネルコンポストというものを取り入れることが実現可能かどうか、この実現可能性の可否について検討したものでございます。したがって、その後の具体的な取組につきましては、基本構想の中で検討することとしております。

3点目、そんなことで世界一が目指せるのかという厳しい御質問ですが、もちろん今年からスタートして、いきなり今年というわけにもいきません。段階を踏んでやっていくことになります。例えば先般、議員の数の方が大変意欲的にこのごみ問題について、私のところに対して御質問にいらっしゃいました。その際に私が、トイレットペーパーの芯って皆さん、どうしてますかというふうに御質問しましたら、それは普通に捨ててるよというふうなお答えでした。後ほど、それがリサイクルできるのかということについて、どこに書いてあるんだということを聞いた方がいらっしゃったそうです。要は、今、市民のレベルはまだ自分の

頭でこれがリサイクルすべきかどうか、こういったところまで残念ながら追いついていません。この市民意識を変えることが最重要であるというふうに考えています。

一足に世界一にするのではなく、一つ一つの積み重ねでSDGsのまちづくりに向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今、非常に頑張っていくんだと、こういうことですが、今、福井市長から引き継いできたこの計画は、松木市長が目指す大崎町や上勝町を手本とするようなものでないことは、市長自身が一番よく御理解をいただいているところだろうと思います。市長は今、基本計画、あるいは循環型の策定の計画によって分別収集ができるんだと、こういう具合に御答弁されておりますが、この仕様書を見る限り、そういう内容のものになっていないと、市長が理解するような仕様書ではないと。まず焼却炉を造ると、これを大前提にして、しかも下田の清掃センターに造るということを大前提にして、その枠内でのこの資源化がどうだとか、運搬がどうだとか、こういうものでしかないわけでありまして。今すべきは、既に20年後を想定するという、この計画からいきますと、この1市3町の人口はどんだけになってますか。2万のこの下田の人口は1万、西伊豆町の7,000の人口は2,800人になると、人口問題想定でそういう想定をしてるわけでしょう。そういう状態の中で、何で日量69トンもの焼却炉を造らなきゃなんないのかと。しかもこの想定を見ますと、仮定ですよ、全てが仮定。1市3町が全て焼却炉を新しくしなければならぬと、こういう仮定の下に、単独でやったらどうか、単独でやんなかったらどうかということなんです。この資料を見てください。西伊豆町も松崎町も、今新たに焼却炉を造らなきゃならないような状況にはないことは明らかでしょう。国だって30年間もつということを保証してるのに、22年しか経過をしていない。そして、この焼却炉にすれば大変な経費がかかるわけでありまして。中村議員が4年間で2億2,500万円の修繕費がかかったと、こう言っておりますけれども、これは焼却炉にすればかからざるを得ない費用なんです。バグフィルターは2年から4年の間に替えなきゃなんないと、替えれば4,000万円から6,000万円の金がかかると、こういうことになるわけです。火格子の回転を、ストーカの回転を修理しなきゃなんない、あるいは送風機やポンプを改善しなきゃなんない、クレーンを改善しなきゃなんない、何年か後には必ずその更新をしなければならぬというのが、この焼却炉の在り方なんです。したがって、10年から15年の間に修繕をしないで使った焼却炉というのは全国で1つもないと、こう言われてるわけです、実

態を調べると。15年たつと、かけた費用の、建設した費用の半分からほぼ全額までかかるんだ、これが実態だと。焼却炉を造るといことがどれだけの費用がかかることになるのか。

30年間をもたせる費用を1市3町でつくるんだと、106億円ほどかかるという数字を出してますね、この資料で。1年間に3億4,000万円からの、30年で割れば費用がかかるということになるわけです。今、下田市が使ってるのは4年間で2億2,500万円と言ってるでしょう。使えるものなら長寿命化の方針を取って、使い切るといことが今検討すべきことです。1市3町の炉を、しかも子どもたちが暮らしている、零歳から5歳、あるいは中学生が集っているこの場所に煙が立ち上っていくであろうことが想像できる場所にもう一つ、今ある焼却施設ともう一つ同じような施設を造るんだと、こういうことになるんですよ。とんでもない提案をしてるんだといことを市長に自覚していただきたいと私は思うんですけど、どう御理解をしているのか。

それから、課長が先ほど排煙の被害、煙の被害といはないんだと。幼稚園、認定こども園でしょうか、あるいは学校や近所の人にも聞きましたよと答弁をしているわけですが、どういう調査をして、誰がどういう答弁をお返しになったのか、きっちり資料として議会に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。口頭だけの調査なんていのはあり得ないわけですので、どういう手続で、どういう観点でこういう調査をしましたと、聞き取り調査をしました、アンケート調査をしました、こういう市長、事実に基づいた議論で、この問題を議論していただきたいと、こうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 2点とも私のほうからお答え申し上げます。

まず、最初の御質問につきましては、先月の臨時議会での議論、ここでほぼ同じ内容のことが実は繰り返されております。その結果、今、議員御指摘のとおり、焼却方式について、あるいは最終処分について、こういったことも基本構想の中でしっかりと盛り込んでやるべきではないかと、こういうふうなことで、設計変更で対応しますというふうにお答えした。それによってしっかりとSDGsなまちを目指す、このことを御理解いただいたというふうには私は捉えております。ですから、ここで同じことを繰り返すのは適切ではないと考えます。

2つ目、健康被害等について調査という、今御意見ありました。調査は。

〔発言する者あり〕

○市長（松木正一郎君） 調査ではなく、アンケート等は行っておりますけれども、その調査

というのは、先ほども説明が事務方からございましたが、各種の環境のデータを取ってるといふことでございます。

一方で、市民の声を聞くというのは、先ほどのアンケートですとか、説明会ですとか、あるいはいろいろな場所で私たちが、耳を傾けるというよりも、声を出していただける環境をつくっている。こうした中での声を基にしているといふことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） ここで市長に訂正を求めます。

先ほど臨時会と申しましたが、これ全員協議会だと思いますがよろしいでしょうか。では、全員協議会に訂正といふことでお願いいたします。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） やはりこの全員協議会は意見交換会であろうと思います。議会は単なる意見交換会ではなくて、当局の進めようとしてることの是非を議論をすると、いいか悪いかを議論する、そういう場所でございますので、同じ答弁の繰り返しになつたとしても、答弁をいただきたいと、こういう具合に思うわけです。

それで先ほど言いましたように、計画をつくってもらうのも日本環境衛生センター、そして工事を施工してもらうのも、恐らくそれに関わる業者、そしてでき上がった後、それを運営するのも業者と、民間委託だと、こう言ってるわけですから、こんなやり方でいいのかと。しかもこのアンケートは、業者に幾らでできるか聞いて、5社がその数字を出してきたと。その数字をまとめたもんだと、こんな手法で果たしてよろしいんですか。市が大切な焼却炉を、中間処理施設を造ろうといふ、この造り方が、全くやり方が私はおかしいと思います。庁舎を造るのに、建設業者5社呼んできて、幾らでできるか見積らせて、そしてそれで決定するなんていうやり方が、このごみ処理については通用するんですか、市長は通用させようとしてるんじゃないですか、そういうやり方を。いかが考えるんですか。ぜひ改めていただきたい、再チェックしていただきたいと思います、市長、こういうやり方は。

○議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 日環センターのほうに委託をして、アンケート、見積りを取ってといふふうなお話であったと思いますけれども、こちらにつきましては、以前から御説明をしておりますけれども、あくまでも今後事業を実施するに当たって、建設費、それから運営費等を比較検討した上で、広域化について検討するための資料として作成したものでございまして、あくまでもメーカーから出された見積額の平均値を仮に報告しております、

そちらでもって、そういった検討をしている、そういう数字でございます。

それから、各町の炉を使い続ければ良いというようなお話、ございましたけれども、先ほど中村議員から御質問ありましたときにもお答えいたしましたけれども、各町の施設については、今後使い続けるということに対して相当の費用も発生するというのも大規模改修も含めまして考えられるというような状況でございます。そういった中で、この広域化可能性調査でもって比較検討して、各町がそれぞれの状況の中で総合的に判断をして、今回の広域化に参加したという経緯がございます。こちらについては各町の判断によるものですので、下田市からどうこうというようなことはできないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 各町が通知してきたからいいんだと、しかし、その各町の町長さんが判断した資料は、先ほど私が言ったような資料で判断をしてるんじゃないでしょうか。私が今日議会に出したような資料が提案された形跡は全くないと。市長、これぜひ御覧になってください。いつ下田が造ったのか。

そしてこの近在におきます、私は沼津市を参考にすべきだと。沼津市はもう既に45年使ってる焼却炉を、日量300トンの焼却炉を今なお使っていると。それは新しい建設場所がなかなかないということと、燃やすことが大変な経費がかかるということで、大崎町と同じように焼却炉はございますが、分別を最大の課題として資源化をすると、こういう路線を取ってきているからだと思うわけです。

市長にお尋ねしたときに、トイレットペーパーの芯を分別してますかと問われまして、残念ながら分別してませんで、ごみの袋に入れてますよと、こうお答えしたわけでございますが、やはり5つのごみの区分ですけども、ここにある燃えるごみをいかにリサイクルのほうに回していくような計画をつくるかということです。この計画を業者に頼めばいいんだというのは、どう考えても理解できないわけです。ここに図示までしてちゃんとしてる、このものをどういう具合にリサイクルのほうに持っていけるかということは、下田市で処分場をつくるわけじゃありませんので、それを分別した品物を処分してくれる製紙会社や、あるいは業者とどうつなげていくかと、こういうことになるわけですので、それを東京、東京じゃない、川崎だったかな、の日本環境衛生センターに頼めばできるんだというような考え方をすること自身がおかしいんじゃないかと思うわけです。こういうことこそ市民と職員が一緒になって、この燃えるごみのうちのどの部分をどういう具合にリサイクルに乗せることができ

るのかと、自らの頭と市民の間に下りていって話合いをすることによって初めてできるんだらうと思うんです、そういうことが。業者の日本環境衛生センターに頼めば、それができるんだというような理解がどこから出てくるのかと、これを何度も市長に聞いてるんです。市長の考えはそういう考えではないと思うわけです。リサイクルや資源化をどうするかということが今やるべきことであって、炉を造ろうなんていうようなことを中心にして、ごみ処理の計画をつくる時期でないことは明らかではないでしょうか。この点を再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 2点ございます。1つは、見積りの話ですが、新規の事業、しかも公共事業であれば、それがどれだけのコストになるのかといったことについて、私どもはそのコストの正当性の確保のために見積りを徴収いたします。これを基にして発注する、これが基本でございます。

2点目、ごみの分別といったことを議員が御指摘になりましたが、先ほど中村議員のときに、私、申し上げました。実は個人レベルでこれがごみかどうかということそれぞれの人が暮らしの中で決めています。ある人はこれをごみだと言って、ごみ箱に入れる。ある人はこれは資源だと言って、しっかりとリサイクルに回す。つまり、そもそもごみそのものを出さない暮らしにすること、これがSDGsの世界一のまちを目指す上で最も重要なところだと考えています。

しかし、それは非常に困難な道のりになります。と申しますのは、単純に全部捨てて、お役所に任せるといったことではなく、それぞれの市民の皆さんが意識を高く持って暮らしの質を変えるとといったことが大事だからです。エシカル・コンシューマリズムという言葉がありますけれども、あるいはエコなコンシューマリズム、そういった倫理的な、あるいは環境にいい消費生活ということを私たちはこれから努めなければいけない。3円のビニール袋というのは、その1つにしかすぎません。私たちはもっともってはるかにごみを減らせるのではないかというふうに考えております。これをさきの御指摘のコンサルタント、これに丸投げせずに、私ども、それから市民の意見も聞きながら、しっかりとした内容になるように、今後詰めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今、市長から御答弁いただきましたので、ぜひともそういう観点で、

広域ごみ処理基本構想策定仕様書、一般財団法人日本環境衛生センターに出した仕様書を点検し直して、そういう観点が入るような仕様書にさせていただきたいと。そして、私はそのような内容は業者に頼めばいいものではなくて、庁内の中に、これこそプロジェクトチームをつくって、どういう計画が妥当なのかということをも市長として職員に検討させると、こういうことを指示していただきたいと思うものでございますがいかがでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 沢登議員、5分前です。

市長。

○市長（松木正一郎君） しっかりと進めてまいります。

○議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） そうだとすれば、この焼却場を造るという計画は、ごみの資源化という政策の下に、量も大分変わってくるわけですから、日量69トンなんていうような焼却炉を造るにしても、こんな計画にはならないはずだと。

それから、幾らぐらいかかるか、業者の見積りを取るのが自治体のやり方だと、こういうことではございますが、取ったのは下田市が取ったわけではないと、日本環境衛生センターが5社から取ってるわけです。自分の配下の業者から取ったんだろうと思うんです。それはA、B、C、D、E社までなってるわけです。頭文字になっているわけでありまして。どこのどういう会社なのかも分からないと。そこで出された数字がどれほど根拠のあるものかも明らかになっていない資料であります。一般財団法人日本環境衛生センターのみが知る、そういう資料であると、こう言えるのではないかと思うわけですが、市長はその資料をお読みになってますでしょうか。目を通されてるでしょうか。

○議長（橋本智洋君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 読んだと記憶しております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 挙手、挙手お願いいたします。

○13番（沢登英信君） そうだとすれば分かると思いますので、お願いをしたいと思います。

〔「ルールを守ろう」と呼ぶ者あり〕

○13番（沢登英信君） 次に、公益財団法人の件でございますが、私の理解だと、総務省に副市長さんは問合せをしてくれると、こういう理解でありましたけれども、そういう答弁はしていないと、こういうことなのかどうなのか。既に県の担当者から回答を得てるから、問い合わせる必要はないんだと、こういう判断をしたという答弁でございますが、私の理解だと、

議会でお約束してくれたはずだと。約束したことはきっちり副市長として責任を取って守っていただく、こういう姿勢が必要かと思いますが、どういうことなのか、再度お尋ねをしたいと。

それから日吉課長さんのほうから、それぞれ指定管理に分けて、理事や等々の管理費も分けてるんですよと、こういうことですが、現在のような形態になる前には、山の家も指定管理でありました、公園もそうでした。そうすると、それぞれ公園や等々に分けてやっていたんでしょうか。少なくなれば、そこに割り振るといふ、こういうやり方がいかにおかしいのか、そして法体系は、社会福祉事業法、社会福祉法ですか、今は、に基づいて社会福祉協議会の運営がされていようかと思うんですが、消費税の関係、指定管理という関係では、同じ関係にあると思うわけでありまして。片や社会福祉協議会には6人の方の人件費補助をやっていると、公社のほうにはできないんだと、こんな理屈は私は成り立たないと思うわけでありまして。ぜひともきっちり調べていただきたいと。同じ答弁を繰り返されても困りますので、これはきっちり調べてくれるよう、御答弁を、調べるという御答弁をいただきたいと思うわけでありまして。

それから。

○議長（橋本智洋君） 1分前です。

○13番（沢登英信君） 大沢の分譲地の関係であります、防災、特に火災については地元の消防団等も含めて点検をしていただいているんですよと、こういう御答弁であったかと思うんですが、分譲地内の貯水池が廃止をされて、その上に家が建つというような事態になっているのではないかと思います、土地利用の指導要綱で指摘された防火用水がどうなっているのか、お調べをいただきたいという具合に思うわけでありまして。

そして。

○議長（橋本智洋君） 10秒前です。

○13番（沢登英信君） 市内の市民として住んでいる形になれば、私の私有地の中に住んでるという方の理解は困難だと思うわけですね。

○議長（橋本智洋君） 沢登議員、時間です。

○13番（沢登英信君） したがって、そういう体制をお答えください。

○議長（橋本智洋君） 当局、答弁お願いいたします。

副市長。

○副市長（曾根英明君） 国へのほうの問合せの件ですが、前回の議会においては一応検討は

させていただきますということで御答弁申し上げました。その後、実際に問い合わせたかということについては、その考え方については先ほど御答弁申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

○防災安全課長（平井孝一君） 分譲地の貯水池に関しましては、こちらでも一度調査してまいります。

以上です。

○議長（橋本智洋君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

○議長（橋本智洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしく御願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 2時59分散会